

城里町議会全員協議会会議録

日時 令和7年2月28日（金）

午前10時03分

場所 城里町役場 3階 議場

出席委員（14名）

議 長	三 村 孝 信 君
	高 橋 裕 子 君
	金 長 秀 範 君
	綿 引 静 男 君
	飯 村 栄 君
	桜 井 和 子 君
	猿 田 正 純 君

副 議 長	加藤木 直 君
	藤 咲 芙美子 君
	片 岡 藏 之 君
	関 誠一郎 君
	阿久津 則 男 君
	鯉 渕 秀 雄 君
	小 坪 孝 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町	長
副 町	長
教 育	長
まちづくり戦略課	長
まちづくり戦略課内	
道の駅整備室	長
総 務 課	長
町 民 課	長
財 務 課	長
税 務 課	長
国 保 年 金 課	長
長 寿 応 援 課	長
健 康 福 祉 課	長
農 業 政 策 課	長
都 市 建 設 課	長
下 水 道 課	長

上遠野	修
藤 田 悟 史	
添 田 智	
増 井 栄 一	
木 村 公 一	
園 部 繁	
羽 部 理 恵	
雨 宮 忠 芳	
佐 藤 宰	
富 江 一 也	
稲 川 弘 美	
飯 村 正 則	
興 野 隆 喜	
大 津 好 男	
加 藤 孝 行	

会計課長（会計管理者）	所 克 実
水道課長	江 幡 守 仁
農業委員会事務局長	山 崎 栄 一
教育委員会事務局長	廣 木 仁

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	興 野 友 宣
主任書記	藤 田 真 紀
主任書記	高 丸 哲 史

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議案件
 - (1) 令和7年第1回城里町議会定例会提案事項について
(別紙 議会定例会議事日程)
- 5 閉 会

午前 10 時 03 分開会

開 会

○議長（三村孝信君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（三村孝信君） 本日の全員協議会は、来る 3 月 4 日に招集されます令和 7 年第 1 回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前に協議をいただくものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

本日の出席状況についてご報告いたします。全員出席であります。

町長挨拶

○議長（三村孝信君） ここで町長よりご挨拶をいただきます。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和 7 年第 1 回議会定例会に提案します議案等につきまして、事前に議会議員の皆様にご説明するため、議会全員協議会の開催をお願いいたしましたところ、公私ともご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、全員協議会ではありますが、承認 1 件、議案 26 件、報告 18 件について担当課局長よりご説明申し上げます。議案につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

協議事項

○議長（三村孝信君） これより会議に入ります。

ご質問のある方は挙手をし、議席番号を述べた上で着座にてご質問ください。

執行部におきましても答弁は着座で結構です。

それでは、承認第 1 号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 令和6年度一般会計補正についてで、承認第1号 専決処分第1号（令和6年度城里町一般会計補正予算第7号）の承認を求めることにつきまして説明いたします。

3ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、物価高騰対策重点支援給付金事業費により、令和7年1月31日付で専決処分を行ったものです。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,693万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ117億9,266万2,000円としたものです。上記の補正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものです。

以上が承認第1号 専決処分第1号の説明ですが、詳細につきましては、5ページから6ページまでの事項別明細書をご覧くださいと存じます。ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） これより、承認第1号に対するご質問をお受けいたします。

1番高橋裕子君。

○1番（高橋裕子君） 8ページに計算が載っていて、1,220世帯……

○議長（三村孝信君） 高橋議員、マイクを。

○1番（高橋裕子君） 失礼しました。1,220世帯で1家庭当たり3万円なんですけれども、計算が合わないのは。掛ける3万だと3,660万なんです。ちょっと誤差が出るのがちょっと分からなかったもので、そこを教えてください。

○議長（三村孝信君） 健康福祉課長飯村正則君。

○健康福祉課長（飯村正則君） ご質問にお答えしたいと思います。

計算が合わないのは、昨年度も物価高騰支援対策給付金事業というのは何度も実施しておりまして、その残金が2,000万円程度ございます。今回、補正いただいたのは1,220世帯、総世帯数の見込みといたしましては1,842世帯ございますが、その差額分を1,220世帯分の金額掛ける3万円、プラス子供の分ということで今回補正をさせていただいたところでございます。ご了解のほう、お願いいたします。

○議長（三村孝信君） よろしいですか。

○1番（高橋裕子君） はい。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 5年度、6年度もこの事業を行っていると思うんですけれども、新たに5年度、6年度該当にならなかった新規の方は申請書を出すようになっていると思うんですけれども、新規の方は何名程度いるのか。それと子ども加算金、追加支給で行われるということで、1人2万、18歳以下は1人2万円ということなんですけれども、これもこの事業費の中に入っているのかどうか。また、何名分見越しているのか教えていただ

きたいと思います。

○議長（三村孝信君） 健康福祉課長飯村正則君。

○健康福祉課長（飯村正則君） まず、先ほど申し上げましたとおり、総世帯数につきましては対象世帯1,842世帯でございます。このうち引き続きまして継続して受けることができる世帯は1,674世帯でございます。今回、新たに、ご質問いただきました新規の件数は何件かといいますと、その差額分168世帯が新たに対象世帯となっております。

また、うち子供を持っている世帯なんですけれども、60世帯、合計でお子さんの数は110人となっております。全て今回の予算の中に含まれておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 168世帯ということなんですけれども、住民税非課税世帯は全部で何世帯ぐらいあるんですか。それで、全員がこれで受けているんでしょうか。何か中途半端なような気がするんですが、全部で何世帯ぐらいありますか。

○議長（三村孝信君） 健康福祉課長飯村正則君。

○健康福祉課長（飯村正則君） 全部の世帯数でございますが、先ほども申し上げましたとおり、1,842世帯が対象となっております。

○8 番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（三村孝信君） いいですか。

14番小坪 孝君。

○14 番（小坪 孝君） 過日、課長に電話かけて聞いたときには2,000人という人数を聞かされたわけ。それで、出すんなら早く出してやれよって。それが議決もしてなくて、ちょっとお知らせ版にもああいいう出し忘れになって、議会も通ってないと出しませんなんて載せてあるし、あとは何でこれ3万円なのに端数が千円単位で出ているの、これ。

○議長（三村孝信君） 健康福祉課長飯村正則君。

○健康福祉課長（飯村正則君） まず、約2,000世帯と言ったのはちょっと井勘定ですみません。これ、正確には1,842世帯というのが正解でございます。

それで、給付の話でございますが、既に2月26日に通知文のほうは各対象世帯には送付してございます。そのうち、今回1,674世帯につきましては、いわゆるプッシュ型で前回は給付している方でございますので、特に手続をすることなく通帳のほうに金額が入るものと思われまして、また、168世帯の新規分につきましては、口座情報等、町で持っておりますので、こちらの方につきましては、もう一度きちんと手続をしていただいて、口座情報を教えていただいた後、手続が済み次第、順次、入金ということになります。

実は2月26日から準備のほう進めておりまして、国のほうの事業でございますので、なるべく生活に困っている方に速やかに給付をしたいということで、今回、専決ということ

でお願いしたところでございます。

また先ほど、なぜ万単位なのに千円単位のお金がつくのかというお話でございましたけれども、今回、千円単位の金額につきましては役務費のほうで、要するに郵便料とかで33万円ほど計上させていただいておりますので、そちらのほうで千円単位の金額がついております。よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 聞いたときに、答えが1つから5つも同じ答えが出せると思うのでえっと思うのよ。聞くたびに答えが変わっていくというのは変だと思わない、課長。人数が変わったり、金額が変わったり、いつでも答えというのは一つだと思うのよ、こういう問題は。だから、それが聞くたび話が変わっていったんでは信用ができないでしょう。気をつけてやってください。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第3号を議題といたします、

執行部より説明を求めます。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第3号をご覧いただきたいと存じます。

議案第3号 城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、最近における物価高騰を踏まえ、選挙運動に関する自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成に係る公費負担額の単価を見直すものです。

以上、議案第3号についてご説明申し上げます。

詳細につきましては、議案第3号説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第3号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第4号を議題といたします、

執行部より説明を求めます。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第4号をご覧いただきたいと存じます。

議案第4号 城里町職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。令和7年4月1日より上下水道課が設置されることに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、公営企業職員の定数を改正するものでございます。

以上、議案第4号についてご説明申し上げます。

詳細につきましては、議案第4号説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第4号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ちょっと質疑に入る前に、職員の皆様には私の質疑に対して全部回答をしていただいたと思うんですけども、まだ私の手元に回答が来てないものですから、申し訳ありません。一つ一つ質疑に対しての回答をお願いしたいと思います。それで、皆様にはこの忙しい中、質疑に回答いただきましてありがとうございました。感謝申し上げます。

それで、議案4号についてお聞きいたします。

人数の変更によるものだと思うんですけども、公営企業になった場合の職務給というのはどのように変わっていくのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） ただいまの藤咲議員のご質問にお答えいたします。

町職員の中で公営企業の職員の身分となった者についての給与等についてということですが、城里町企業職員の給与等につきましては、町職員と同じ給与表を使用しておりますので、町一般行政職員と同額ということになっております。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 町職員と同じというよりも、公営企業になると、これからの公益化になったりとかするんだと思うんですけども、その中に職務給というのはどのように変わっていくのかなって。まったく同じということではないんじゃないかなと思うんですけども、同じなんですか。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） ただいまの藤咲議員のご質問にお答えいたします。

公営企業職員につきましても、町一般職員と同様、1級から6級の給与表を採用しております。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この公営企業で上下水道が一緒になるということになるんだと思うんですけども、いろいろ条件としては変わってくるんだと思うんですね。そういうときに、県職として委託されとかそういうようなことになるんじゃないのかなと思うんですが、その条件としては、全くじゃ今までと同じように、上下水道課として、今までの課長は課長のままでいかれるんですね。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 給与体系等につきましては、現在、企業職員の身分となっている者につきましては水道課の職員となっております。こちらは公営企業法全部適用にな

っている事業、水道事業に関わる職員が公営企業職員ということになっております。

また、ただいま議案の内容とは変わりますが、県関係の企業職員になるかどうかにつきましては、今後のことですので、今の段階では何もお答えすることができません。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第5号を議題といたします、
執行部より説明を求めます。

総務課長 園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第5号をご覧いただきたいと思います。

議案第5号 城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。茨城県職員の給与に関する条例等を引用している規定について、県条例等の一部改正されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、地域手当を追加するとともに、給与表を改正するものです。

以上、議案第5号についてご説明申し上げました

詳細につきましては、議案第5号説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第5号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第6号を議題といたします、
執行部より説明を求めます。

総務課長 園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第6号をご覧いただきたいと存じます。

議案第6号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。令和6年人事院勧告を踏まえた特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律及び一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、民間給与の状況を反映し、月例給及び手当について改正するものであります。

以上、議案第6号についてご説明申し上げました。

詳細につきましては、議案第6号の説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第6号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第7号を議題といたします、

執行部より説明を求めます。

総務課長 園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第7号をご覧いただきたいと存じます。

議案第7号 城里町ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例についてであります
が、寄附金の使い道を追加するため町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、寄附金の使い道に黒澤止幾生家保存活用に関する事業を追加するもので
す。

以上、議案第7号についてご説明申し上げました。

詳細につきましては、議案第7号説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第7号に対するご質問をお受けいたします。

○議長（三村孝信君） 8 晩藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 黒澤止幾の生家の保存活用に関する事業をふるさと応援寄附金
条例に追加するということなんだと思うんですけども、この黒澤止幾の今の状況から見
て、どういう状況でふるさと応援のほうに入れるのかなというようなことだと思うんです
が、これ追加根拠はどのようになっていますでしょうか。そこの辺のところ、ちょっと説
明いただけますか。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長増井栄一君。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） 寄附をする方が、寄附金を町にどのように使って
もらいたいのかというのを事業を選べることになっております。選ばないこともできるん
ですが、その場合は町長が必要とする事業に使わせていただくんですが、現在、6 項目、6
事業ございます。今回、1 事業、黒澤止幾関連を増やすというようなことにつきましての
根拠ですが、寄附をする方が町に使っていただくという寄附金のお金の選択肢を増やすと
いうようなことになります。もし、寄附する方が黒澤止幾の関連の事業に使っていただき
たいということになれば、その寄附したお金は黒澤止幾の生家に関する保存の事業に使わ
れるという趣旨で提案したものでございます。

以上です。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） ということは、住民の方から寄附をしたいというような声が上
がっているということなんですか。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長増井栄一君。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） 町の事業として、この保存事業、文化財保護を進
めるというようなことで設定するものでございます。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） これ、入れて全然問題はないと思うんですけども、ふるさと

応援基金が今どのぐらいのお金が入っていて、どういう使い道で、どのぐらいのような状況になっているのかというのをちょっと把握できてないから何も言えないんですけども、黒澤止幾生家の保存するのには相当なお金がかかるんだと思うんですね。そのところで、このふるさと応援基金を入れるとかという、活用するというようなことも考えるということなんです。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長増井栄一君。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第8号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第8号をご覧いただきたいと存じます。

議案第8号 城里町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。厚生労働省令の一部改正により条ずれが生じたため、引用する条文を改正するものです。

以上、議案第8号についてご説明申し上げました。

詳細につきましては、議案第8号説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第8号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ただいまの説明だと、条ずれが生じたためということなんですけれども、条ずれが生じただけなんですか。ほかに変更はないんでしょうか。それから、厚労省の一部改正というのはどのようなことなのかというようなことをお聞きしたかったんですが、これ多分、回答書には書いてあるんだと思うんですけども、ちょっと口頭でもいいですので回答をお願いしたいと思います。

○議長（三村孝信君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、この条例に関しては地域包括支援センター運営協議会の定員条項の変更に対応するためのもので、ほかに変更はございません。また、厚労省令の一部改正はほかに地域包括支援センターの職員の配置基準の緩和などがございましたが、こちらに関する関係条例は6月の定例会に上程し、既に改正しております。

以上でございます。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第9号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第9号をご覧いただきたいと存じます。

議案第9号 城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、消防団員退職報償金の勤務年数の区分を追加するものです。現在まで30年以上となっていたものにつきまして、35年以上という区分を追加するものでございます。

以上、議案第9号についてご説明を申し上げました。

詳細につきましては、議案第9号説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第9号に対するご質問をお受けいたします。

8番 藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 35年以上ということが追加されました。これは非常にいいことなのかなと思っています。しかし、これ何人ぐらいいらっしゃるのかなと思うんですが、30年以上35年未満というよりも、35年以上は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか、お聞きいたします。

総務課長 園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 藤咲議員のご質問にお答えいたします。

現在の城里町消防団員の中で、令和7年3月時点で30年以上を超えている団歴の団員数は8名ございます。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 8番 藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ということでは、35年以上にした根拠というのは何なんですか。

○議長（三村孝信君） 総務課長 園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

消防団歴長い団員の方も多くいるということで、35年以上の団歴を持つ方も多くなったため、改めて退職報償金を35年以上の区分を設けて退職報償金を金額を引き上げたということになると思います。

○議長（三村孝信君） 8番 藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） じゃ、ちなみに35年以上の人というのは今現在、何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 先ほど答弁いたしました8名でございます。

○8番（藤咲芙美子君） だから、それは30年以上の人でしょう。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 失礼いたしました。

35年以上の者は8名、30年以上35年未満の方は23名おります。

○8番（藤咲芙美子君） そういうことちゃんと確かめればこんな3回も使わなくて済むんですから。分かりました。

○議長（三村孝信君） よろしいですか。ほかにございませんか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 総務課長、これ35年で、こういう退職金で、若い人がこんなんで消防団に入ってくれるって思っている。団員不足になっちゃうんだよね、もっと引き上げてやらないと。もっと払ってやったらいいんじゃない、取れるようにしてやらないと。若い人がやっぱり町民の生命・財産を守ってくれる立場なんだから、命を顧みずに。もうちょっと上げてやってくださいよ、魅力のあるように。それだけお願いします。

○議長（三村孝信君） 答弁する。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） ただいまの小坪議員のご質問でございますが、現在、公務災害共済基金等に基準に基づいた金額ということで退職報償金のほうをお支払いしているということでご理解いただきたいと思います。思っております。

○議長（三村孝信君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） その共済とか何とかじゃなくて、町長が20周年にもうちの町は財政が大丈夫だよと町民にアピールしているんだから、そういうので、この割増し制度みたいな感じでもうちょっと引き上げてやりなさいよ。団員がこれじゃ集まらないよ。高齢化社会の町になっちゃって、70%が75歳以上になっちゃっているのに、その消防団員を集めようと思っても、こういう退職金では。やっぱり魅力ある金額にしてやって、若い人に率先して入ってもらうようにしないと、町民の生命・財産を守れないでしょって私は言いたいよ。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） ただいまのご質問につきまして、今後の検討事項とさせていただきます。と思います。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 昨年の実績でもよろしいんですけれども、退職されている方は何名ぐらいいて、どのぐらいお支払いされていますか、もし分かれば。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 大変申し訳ありません。ただいま資料のほうを持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただければと思います。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） それから、ちょっと聞いたんですけれども、退職金を受け取らない方がいるというようなことも聞いているんですけれども、それについてはどのようにされているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

退職金について辞退をするという方もまれにございますが、その辞退された方につきましては、退職金の請求を共済組合のほうにできませんので、退職金の部分には町に金額が納入されるということがございません。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） そうすると、申請をしない場合にはあくまでも支払いはしないと。これはいつまでも、これは何年間とかないですね。そのときしなければ、もう永遠に申請できないということによろしいですか。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 有効期限等につきましては、再度ちょっと確認をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） それでは、後で教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第10号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第10号をご覧いただきたいと存じます。

議案第10号 城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてであります。茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部の改正に伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、宅地造成及び特定盛土等規制法と重複している技術基準を削除するとともに許可面積の上限値を改正するものです。

以上、議案第10号についてご説明申し上げました。

詳細につきましては、議案第10号説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第10号に対するご質問をお受けいたします。

8 番 藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 町の土砂の埋立て、土砂等による土地の埋立てなんですけれども、この土砂の種類というのは大体決めてあるんですか。それとも、業者の言うままで埋立てするんでしょうか。ちょっと種類があるのかないのかだけお聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 町民課長羽部理恵君。

○町民課長（羽部理恵君） ご質問にお答えいたします。

土砂につきまして、あくまでも土でして、あと生活環境の保全という面でpH値ですとか土の中の性質、土砂の性質に関しては土砂条例のほうで確認しながらということになります。基本は土と砂なんですけれども。

○議長（三村孝信君） 8 番 藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 福島汚染土が使われるようなことはないのかどうなのかがちょっと心配なんです。そろそろ10年経つので使い始めるみたいなことを、各近隣の市町村じゃなくて自治体じゃなくて、県に割り振るみたいなことを言っているんで、セシウムの量が少なくなればそれでいいのかというようなこともちょっと心配なんです。ですので、土砂の種類というのはどういうところまできちんと種類を見ているのか、ちょっと知りたいなと思っています。それとも、今後継続してずっと続けられるのかどうなのか。変わって福島汚染土入るときには議会に報告するとか、そんなことあるのかどうか、お答えください。

○議長（三村孝信君） 町民課長羽部理恵君。

○町民課長（羽部理恵君） ご質問にお答えいたします。

こちらの土砂条例に関しては、町外からの土の持込みは規制してありまして、禁止になっておりますので、福島からの土が持ち込まれることはありません。基本、この条例自体が町外からの持込みが、町内の移動に限定されておりますので、福島から持って来ることとはございません。

○議長（三村孝信君） 8 番 藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） じゃ、要するに持込みというのはそちらのほうはいいと、取らないということで、あと土砂というのは土とか山砂とかそういうようなものなんです、土砂の種類というのは。

○議長（三村孝信君） 町民課長羽部理恵君。

○町民課長（羽部理恵君） おっしゃるとおりでございます。

○8 番（藤咲芙美子君） はい、分かりました。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

11 番、関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 今の土の問題なんですけれども、城里に3か所のストックヤードがあると。今、道の駅やっていますけれども、白山にストックしてある土を使って、それで足りなければ買うというようなことになっているにもかかわらず、水戸的那珂川河川敷を掘った土をもらったと。これ、町外から出ているんですよ。これ、町長が工務店と国交省と覚書を書いてもらっている。これ、基本的には残土条例違反じゃないの、どうなんですか。

○議長（三村孝信君） 町民課長羽部理恵君。

○町民課長（羽部理恵君） ご質問にお答えいたします。

公共事業に関しては土砂条例のほうの規制には該当しない、適用しない、対象外となっておりますので、今回の案件につきましては、公共事業ということで違法ではないということになります。条例違反でないということになります。

○議長（三村孝信君） 11番、関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 都合いい条例だね、これ。じゃ、ちょっと残土に関する問題だから言いますけれども、入札のとき、この道の駅の入札のときに購入土って予算、ちゃんとのおせておくんだよ。それをのせておいたにもかかわらず、土をもらってきちゃった。これが実態、詳細まで私知っていますので。これは課長答弁はいいんですけれども、こういう曖昧な土の運搬、土砂の搬入、こういうことやっちゃ駄目ですよ。条例あってもないのと同じ。公共事業だからほかから持ってきてもいい。予算を計上した上で、ほかからただでもらってきて、その予算どうなっているんだか。私はこれから追求していきますけれども、これは肝に銘じて、担当課、よく調べておいてください。

以上、いいです。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第11号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第11号をご覧いただきたいと存じます。

議案第11号 刑法等の一部改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の整備等に関する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、懲役及び禁固を拘禁刑に改正するものです。

以上、議案第11号について説明申し上げました。

詳細につきましては、議案第11号説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第11号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第12号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第12号をご覧いただきたいと存じます。

議案第12号 城里町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例についてありますが、職務執行者の任期が終了しているため、町条例を廃止するものです。

以上、議案第12号についてご説明申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第12号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この職務執行者の任期が終了しているためというのは、ちょっと具体的にどういうことなのか説明いただけますか。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） ただいまの藤咲議員のご質問にお答えいたします。

城里町長職務執行者につきましては、町村合併等におきまして新しい町が設置された場合につきましては、新しい町長が決まるまで、その間に職務を執行する者ということになっておりますので、町村合併の後、新しい町長が選挙により決まった時点で任期が終了ということになっておりますので、現条例がまだその合併後にも残っていたということで、今回、廃止をするということでございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 合併後って、何十年たつんですか。この間、これを見過ごしてきたということなんですか、じゃ。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） ただいまご質問のとおり、合併後、速やかに廃止すべきだと思っておりましたが、今回、条例がまだ残っていたということに気がつきまして、廃止条例のほうを提案させていただくものです。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第13号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第13号をご覧いただきたいと存じます。

議案第13号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規則の変更についてであります。

議会に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が加入することにより、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規則が変更されることについて議会の議決を求めるものです。

以上、議案第13号についてご説明申し上げました。

詳細につきましては、議案第13号説明資料の新旧対照表をご覧くださいと存じます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第13号に対するご質問をお受けいたします。

8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 協議会に日立市、稲敷地方広域市町村圏事務組合が加入ということなのですが、これは広域というか、広くなるということなんだろうと思うんですけども、この広げた根拠って何なんですか。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会につきましては、茨城県の多くの消防本部等が一つの組織といたしまして、消防指令業務を運営をしているということでございます。今まで日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合の消防事務につきましては、消防司令塔につきまして単独で運用をしていたところ、茨城県の協議会のほうに加入をし、共同による運営にするというものでございます。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 特にこれを、あえてやっちゃ駄目だとかということではないんですが、広域になるということは、広域というか加わるということは、メリットとデメリットってどういうところにあるんですか。それとも、日立市と稲敷地方の広域を助けるということになるんでしょうか。どのように加わったことによって変化するのか、そこら辺のところ、もし何か分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

茨城県といたしましては、県内全て全域を一つの共同で司令塔を運営したいということを考えているということでございます。指令センターが一つになるということにつきましては、各消防事務単体でやっていた場合、それぞれに指令の職員が必要ということになりますが、そちらを一括して共同で運営することにより人員等の削減等が見込めるということでございます。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 人員削減ですか。人員削減するために合併するんですか。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 申し訳ございません。人員削減というよりは効率化というこ

とでございます。例えば、各消防本部に指令をする人員が数名ずつ必要だということに対して、共同で運営することにより人員を効率化して運営ができるということになると思っております。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） むしろ広域化したときには人員を増やすということのほうが適当な言葉ですよ、人員削減というようなことじゃなくて。要するに、広域化で多くの、県内で一つにしたいというのであれば、そこで人数が減らされてしまうと業務の内容も多分減らされるんじゃないかなと思うんですけれども、どういう形になってそれが変わってくるか分かりませんが、むしろ人員を増員して運営していくというほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺のところは人員の場合は増えるんですか、減るんですか。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 例えば指令センター、指令業務に係る人員について申し上げれば、各消防本部がそれぞれ指令に関する業務に携わる職員の数を合わせた数よりは、統合をして一括で指令センターを運営することのほうが人員としては少なくなるということになると思います。

○8番（藤咲芙美子君） はい、分かりました。

○議長（三村孝信君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 総務課長ね、この広域化にしてうちの町は何のメリットがあるのか、ほんと不思議でしょうがない。うちのほうは高い金を出して水戸市に委託してるんだよね。それで、消防署の隣が燃えてもなぜ消防車が出られないんですかといったら、こういう感じで言っていましたよ。遠くに指令部があって、そこから連絡が来ないと私たちは出られないんだと。

広域化はもう既に始まっているんでしょう。何件か消防署の城里支所の隣が燃えたり、その前のほうが燃えても、消防署があそこにあるのに、火事が見えるところにいるのに、消防車が出ないんだ、来ないんだって怒っているのよ、住民は。住民は全然分からないのよ。広域化になって、指令を受けているのが広域で、そこで一括で電話受けているなんていうのは。

これ、何のメリットもないんでしょう、だって。我々は水戸市に委託して高い金を出しているんだから、消防署が火事になったらすぐ出る、病気になったらすぐ救急車が出る、そういう形が一番大事だと思うのよ。火事になったら、隣が消防署なのに消防車が出なくて、もう2階の屋根が全部落っこってから消防車が来るなんていう話はないと思うんだよ。もっとスムーズに火事の現場に来られるように、石塚の町内もそうだよ。電話して、1時間もたってから消防車が来るなんて。

町長がブラインド閉めて仕事やりなさいなんて。町長ね、町職員が町民の生命・財産を

守るためなら、火事が見えているところに職員が行って、手伝ったり何かするのが筋でしょう。それが2階から見て火事なのに全然誰も行かないって、行かせないなんていう、そういうばかな話があるんですか、町長。これ、広域化でこういう指令が遅れるから遅れたという話なんでしょう。消防署へ行って聞いたらそういう説明していましたよ、支所で。

こういう、うちでは高い金を出しているんだから、ほんと、もっと消防隊はさっき言ったように退職金でも何でも高く払って、スムーズに出られるような団員集めてくださいっていうのはそれなんだよ、俺が。町長、職員に火事になっているのに仕事やりなさいなんて、火事優先じゃなくて仕事優先だなんて言っている町長はいないよ。

以上。

○議長（三村孝信君） 答弁はいいの。

○14番（小唄 孝君） 答弁聞いたって、広域化になってもう進んじゃっているんでしょう。もうこれは始まっちゃっているんでしょう。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 今回の議案につきましては、追加される日立市等があるということで、城里町につきましてはもう既に協議会の構成員となっております。

○14番（小唄 孝君） これ、やらないように広域化になっちゃっているんでしょって言うの、議会にも通さないうちに。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 協議会設立時におきましては、当時、議会のほうにも議決をいただいたものと思っております。

○14番（小唄 孝君） これを今になって通すと言って、広域化になっているということはもう承認してやっちゃっているんでしょと言うの、議会を通さないで無視をして。何で今さらそういう広域化になっちゃっているものまで議会が承認しなきゃならないの。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 繰り返しの答弁になりますが、協議会設立時におきましては、議会の議決をいただいているものと思っております。

○14番（小唄 孝君） いつ議会の承認もらったんだよ。詰所ではもう広域化になっているって言っているのに。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議会の議決時期につきましては確認をさせていただきたいと思います。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第14号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 議案第14号をご覧ください。

議案第14号 町道路線の変更についてであります。現況と公有財産台帳との差異が大きいことから、大字小坂地内の町道3141号線の起点を変更したいので、道路法第10条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

起点については、小坂837番地先から737番地の2へ変更するものでございます。

詳細については、議案第14号説明資料1ページ、2ページの変更位置図をご覧ください。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第14号に対するご質問をお受けいたします。

11番、関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） ちょっと地図が見つらいな。これ、何神社って書いてあるの。変更前と変更後の地図が裏に出ているでしょう。

○都市建設課長（大津好男君） 小坂神社でございます。

○議長（三村孝信君） 11番、関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） この道路に関して、私も左側の住民から何回も言われているんですけども、神社の水が雨のときみんな東側の住宅に入っちゃうんですね。その改良も含めているのかな。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 今回の議案については町道認定をするものでございますので、改良計画等を入れている議案ではございませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（三村孝信君） 11番、関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 路線変更ですけども、あそこは私も見に行ったんですけども、小坂神社から水が半端ない、左側の住宅に流れ込んでいますので、その地域の住民の方と話し合っ、その対策だけでもよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） お答えいたします。

今の件については、地元の区長、自治会長等、あと町を含めて検討していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○11番（関 誠一郎君） はい、よろしくお願いいたします。結構です。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第15号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第15号 令和6年度城里町一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3億6,736万2,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ114億2,530万円とするものです。

第2条、繰越明許費は地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することのできる経費であります。

第3条は、地方債の補正であります。

2 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入。

1 款町税、2 項固定資産税であります。既定額から11万9,000円を減額するもので、国有資産等所在市町村交付金の減によるものです。

2 款地方譲与税、3 項森林環境譲与税であります。既定額に187万7,000円を増額するもので、交付見込みによるものです。

12 款地方交付税、1 項地方交付税であります。既定額に1億3,257万7,000円を増額するもので、普通交付税の交付額の増によるものです。

15 款使用料及び手数料、1 項使用料であります。既定額に15万円を増額するもので、桂公民館の使用料の増によるものです。2 項手数料であります。既定額から50万円を減額するもので、主なものは住民票及び戸籍謄本等の申請減によるものです。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金であります。既定額から6,931万7,000円を減額するもので、主なものは児童手当負担金の減によるものです。2 項国庫補助金であります。既定額に5,965万1,000円を増額するもので、主なものは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び新しい地方経済生活環境創生交付金の増によるものです。

17 款県支出金、1 項県負担金であります。既定額から1,395万円を減額するもので、主なものは児童手当負担金及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減によるものです。2 項県補助金であります。既定額から396万7,000円を減額するもので、主なものは耐震改修事業費補助金の減によるものです。

19 款寄附金、1 項寄附金であります。既定額に20万円を増額するもので、企業版ふるさと応援寄附金の増によるものです。

20 款繰入金、2 項基金繰入金であります。既定額から4億1,508万7千円を減額するもので、歳入歳出調整のため財政調整基金繰入金の減によるものです。

22 款諸収入、5 項雑入であります。既定額から47万7,000円を減額するもので、主なものは後期高齢者健診負担金の実績減によるものです。

23 款町債、1 項町債であります。既定額から5,840万円を減額するもので、主なもの

は公共事業等債、一般補助施設整備等事業債の追加及び脱炭素化推進事業債、緊急防災・減災事業債の増、合併特例債事業債、過疎対策事業債、公共施設等適正管理推進事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の減額する地方債補正であります。

続きまして、4ページをご覧ください。

歳出であります。

1 款議会費、1 項議会費であります。既定額から207万7,000円を減額するもので、主なものは人件費及び旅費等を減額するものです。

2 款総務費、1 項総務管理費であります。既定額に2,405万9,000円を増額するもので、主なものは人件費、減債基金積立金を増額し、共済費等を減額するものです。2 項徴税費であります。既定額から438万2,000円を減額するもので、主なものは定額減税補足給付金及び固定資産税電算業務委託金の減によるものです。3 項戸籍住民基本台帳費であります。既定額から186万8,000円を減額するもので、主なものはキオスク端末購入費等の減によるものです。4 項選挙費であります。規定額から92万4,000円を減額するもので、主なものは人件費等の減によるものです。

3 款民生費、1 項社会福祉費であります。既定額から3,402万1,000円を減額するもので、主なものは各種補助金、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金等を減額するものです。2 項児童福祉費であります。既定額から8,472万1,000円を減額するもので、主なものは児童手当等を減額するものです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費であります。既定額から6,869万7,000円を減額するもので、主なものは国民健康保険特別会計繰出金、予防接種業務委託費及び工事請負費等を減額するものです。2 項清掃費であります。既定額から587万円を減額するもので、主なものは印刷製本費及び収集運搬委託費等を減額するものです。3 項上水道費であります。既定額から146万円を減額するもので、水道事業会計補助額確定により減額するものです。4 項下水道費であります。既定額から76万2,000円を減額するもので、浄化槽設置撤去補助の確定により減額するものです。

5 款農林水産業費、1 項農業費であります。既定額から416万3,000円を減額するもので、主なものは生産調整対策補助金、下水道会計出資金等の減によるものです。2 項林業費であります。既定額に187万7,000円を増額するもので、森林環境譲与税基金の増によるものです。

6 款商工費、1 項商工費であります。既定額から1,399万5,000円を減額するもので、主なものは測量及び工事等委託費の減によるものです。

7 款土木費、1 項土木管理費であります。既定額から574万3,000円を減額するもので、人件費等の減によるものです。2 項道路橋梁費であります。既定額から8,081万7,000円を減額するもので、主なものは道路維持委託費、道路新設改良費の用地購入費、物件移転補償費等の減によるものです。3 項河川費であります。既定額から42万円を減額するも

ので、主なものは用地購入費及び物件移転補償費の減によるものです。4項都市計画費がありますが、既定額から4,902万円を減額するもので、主なものは都市計画補助金及び公共下水道事業補助金、出資金等の減によるものです。5項住宅費がありますが、既定額から46万8,000円を減額するもので、主なものは住宅建設委託費の減によるものです。

8款消防費、1項消防費であります。既定額に2,470万4,000円を増額するもので、主なものは自動車等購入費及び防災用備品購入費等の増によるものです。

9款教育費、1項教育総務費であります。既定額から372万3,000円を減額するもので、主なものは共済費等の減によるものです。2項小学校費であります。既定額から1,767万1,000円を減額するもので、主なものは委託費及びソフトウェア使用料等の減によるものです。3項中学校費であります。既定額から1,554万8,000円を減額するもので、主なものは委託料及びソフトウェア使用料等の減によるものです。4項社会教育費であります。既定額から1,068万6,000円を減額するもので、主なものは委託料等の減によるものです。5項保健体育費であります。既定額から337万2,000円を減額するもので、主なものは委託料等の減によるものです。

11款公債費、1項公債費であります。既定額から759万4,000円を減額するもので、主なものは地方債償還利子見込額の減によるものです。

6ページをご覧ください。

2款総務費から10ページ、9款教育費まで44事業、7億5,446万5,000円の翌年度に使用できる経費について繰越しをするものです。

11ページをご覧ください。

第3表、地方債補正であります。

追加につきましては、公共事業等債、一般補助施設整備等事業債の追加となります。

12ページをご覧ください。

変更につきましては、脱炭素推進事業債及び緊急防災・減災事業債を事業費確定等により増額し、合併特例事業債、過疎対策事業債、公共施設等適正管理推進事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を事業費確定により減額変更して限度額をお示しするものです。

以上が議案第15号 令和6年度城里町一般会計補正予算（第8号）につきましての説明になりますが、詳細につきましては、13ページから45ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと存じます。ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） これより、議案第15号に対するご質問をお受けいたします。

8番 藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 全款に関わることなんですが、何でこんなに多額な金額が減額になっているのでしょうか。これが、当初で言えば6年度の予算であれだけの金額を入れて、これだけの金額を補正して減額にして次に繰り越す。毎回こんな同じことやっているというのは予算があまりにも膨大過ぎるんですよ。もう少し各課で全体に、こんな多額な

金額を補正予算で減額しないようにするためにどうするのかを、もう少し考えてほしいと思います。何で実際こんなふうになっているのか、具体的に分ければ教えてください。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 藤咲議員の質問にお答えいたします。

予算の繰越しについて多いということだったり減額だったということですが、事業それぞれに理由は個別にあると思うんですが、言われていることに対しては今後注意して、査定の段階から細かくやっていきたいとは感じますが、事業それぞれに理由がありますので、繰り越して実施するもの、そのまま実施した結果これだけ残ったものということでご理解いただきたいと思います。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） そうね。そう言われれば、質問されればそう答えるしかないんだと思うんですけども、私たちは予算でこんなに多額な金額を、135億も出すような金額というのはちょっと信じられないんですよ、この小さな町で。

そんな中で、そしてこんなに減額していくというのは、もともともう少しきちんとできる予算にできなかったからなんじゃないんですか。もう少し、そんなにゼロにしないとは言いませんよ、私は。町の財政決める上で大体このぐらいは予算決めておかなくちゃならないので、ある程度は分かりますので、あまり冷たくはないんですけども、ただあまりにも1,000万以上、2,000万とかそういう金額がかなりこの中に減額されている金額があるんですよ、一つの事業にしても。

もう少し吟味して、計画的に、計画性を持った予算を立ててもらえればいいのかと思うんですけども、いや、補正を立てなければならぬから補正を立てたまでですと言われればそうなんですけれども、それだけの問題じゃないですよ。1年間の予算を立てるというのは、これだけの行事ができて、これだけの予算ができて、こういう事業ができて、そういう想定の下でやるわけですよ。それが、こんなにたくさんの、3億6,000万も出すような、補正出すような事業はちょっと考えていただきたいなと思うんですけども、取りあえずこの中で、それはそれで少し吟味をしていただきたいということが一つです。

それから、補正予算の概要でちょっと細かいところで、事務内容に行ってもいいですか。事務内容の通し番号2番、キッチントレーラー牽引車両、備蓄コンテナ輸送用の車両の導入とありますけれども、設置場所はどうなんでしょう。キッチントレーラーは何で必要なんんでしょうか。今必要なんですか、キッチントレーラーって。お聞きします。

備蓄用のコンテナ、パーティション、簡易ベッド設置場所はどこなんでしょうか。備蓄コンテナは多分これまでもたくさん備蓄コンテナを入れたり、購入したりとかして災害用に向けたと思うんですけども、改めてまた購入するような形になっていると思うんですけども、設置場所はどこになるんでしょうか。

それから、臨財債一部償還減で積立て場所は減債基金でなければならないんですか。こ

れちょっとお聞きいたします、3,800万。

それから、6番、厚労省による老人ホームの保護措置ということなんですけれども、国庫補助金はないのでしょうか。これがどのような形でこうなっているのかなということ。

それから、9番、増井の土地改良区の再基盤整備事業費、国庫補助費が追加です。県営の事業費の増加の詳細をお願いしたいと思います。

それから、10番の森林環境譲与税が増額になる、積立金の予算に不足が生じるとはどういうことなのでしょうか。環境譲与税の取組は、状況はどうなっているのでしょうか、お聞きいたします。答えてください。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） ただいま藤咲議員のご質問にお答えいたします。

本事業につきましては、新しい地方経済生活環境創生交付金を活用して整備をする事業となっております。キッチントレーラーにつきましては、どこに設置するのかということでございますが、通常、平常時ですね。につきましては、ふれあいの里などに置いて活用いただき、災害時には避難所等にキッチントレーラーを運搬し、そこで炊き出し等をして食事を提供したいというものになっております。

また、備品等につきましても、本交付金を活用いたしまして簡易ベッド等の購入をし、避難所生活の環境改善に資するようにしたいということでございます。今回購入する予定の簡易ベッド等を収容するため備蓄用コンテナを購入し、現時点では役場敷地内に設置をするということを考えてございます。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 質問の中の3番ですかね。財政課の財政管理事業ということで、減債基金に積立てということでご質問がありましたが、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律において、臨時財政対策債償還基金費ということで、臨時財政対策債償還に充てる費用としてされていますので、町債の償還に必要な財源を確保する趣旨から減債基金に積み立てるものでございます。

○議長（三村孝信君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 6番の養護老人ホームの保護措置についてのご質問ですが、国庫補助はないんですかということですが、養護老人ホーム措置費については国庫補助はございません。ただ、それ以外の普通交付税としてその中に算定され、交付されております。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

9番の農業競争力強化基盤整備事業であります。増井土地改良区の再生基盤事業費に

関しまして国の補正予算は追加で割り当てられたため、県の事業費が増加しました。それによって町の負担率12%ですが、合わせて60万円の補正を行うものです。

続きまして、10番の森林環境譲与税基金の積立金でございますが、歳入の森林環境譲与税が増加になる見込みであるために基金の積立て、予算に不足が生じるために補正を行うものでございます。補正予算額は187万7,000円でございます。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） それぞれ答えていただきましてありがとうございます。

おおむね分かりましたが、ここに書いてあるものを再度報告して答えてもらったということしかないような気がするんですが、キッチントレーラーって、ほかの他の市町村もキッチントレーラーを造るとかというようなことを言っているんですけども、これは思いつきですか。それとも計画性があってのことなんですか。

ちょっとどこまで必要なんだろうと、保管するのにどんなふうにするのかな。確かに輸送用としては必要なのかもしれないけれども、キッチントレーラーを維持するためにどれだけの維持費がかかって、どんなふうになるのかなというのが、これ3,600万の中に入っているから問題ないということになるかもしれないですけども、具体的に分ければ、本当に必要なのかどうか、お願いします。

それから、どういうところに使われるのか。先ほど災害のときに輸送にというようなことも言っていましたので分かりますけれども、本当にキッチントレーラーが必要なんだろうかとちょっと感じています。

それから、パーティションなんですけれども、どのぐらいまで増やすつもりでいるのでしょうか。増やしちゃいけないとは言っていない。予定としてはどのぐらいまで増やすのでしょうか。住民に一人一人の行き届くような形で造るのでしょうか。パーティションというか簡易ベッドとか必要だと思うんですけども、住民全員を対象としているのか。予算範囲だって言われればそれまでなんですけれども、どうなんでしょうか、それをお聞きします。

それから、臨財債なんですけれども、これは一部償還で積立て場所が減債基金なんです。減債基金でなくて何か別な基金に繰り入れることできないのかなと。奨学金だったりとか、あといろいろ町の財政とか住民の負担に関わるようなところで少し支援ができないのかなという、そういうところを感じたものですから、減債基金でなければ駄目なのかなというようなことをお聞きしました。もし、再度答えていただければお願いいたします。

それから、最後の10番目、森林環境譲与税なんですけれども、これは積立金の予算に不足が生じるというのは、何かどういう、ちょっと私、理解できないんですけども、積立金額の予算に不足が生じるというのは、人口減少だからお金が足りなくなっちゃうということなんですか。ちょっとよく分からないんですけど、もう少し詳しく教えていた

だけですか。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ご質問にお答えします。

臨財債のことでご質問ありましたが、3,890万9,000円につきましては、臨時財政対策債償還に要する経費として交付されていますので、令和7、8年度の償還に充てる費用と決まっていますので、これは減債基金のほうに入れさせていただきます。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） ただいまの藤咲議員のご質問にお答えいたします。

キッチンカーはなぜ必要かというようなご質問だったかと思います。今回、国の12月補正により補助金が交付されることになりました。今回の制度の中で避難所における生活環境の抜本的改善ということがございます。その中で温かい食べ物等が早急に提供できるとような内容も含まれておりまして、今回、キッチンカーの導入というものをする予定といたしました。

また、パーティション等の数につきましては、現在の町の目標といたしましては、東日本大震災の避難者を想定して、将来的には1,100人程度の備品につきまして整備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 先ほどの森林環境譲与税の積立金でございますが、歳入が187万7,000円多く入ってくる見込みですので、基金に積み立てる額がその分、多く積み立てなければいけないので、この分の補正をいたしました。

以上でございます。

○8番（藤咲芙美子君） はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） この予算書を見て、減額ばかりで、これ予算要らないんじゃないかな。事業やらないところの課ばかりで、口開けに幾らか取っというて、あと事業やるとき議会通せばいいんじゃないの、予算委員会も要らないような感じで。これ、余らせるための予算なのか、使うための予算なのか、そこら辺、ちょっとはっきり言ってください。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 小坪議員のご質問にお答えいたします。

予算はあくまでも使うための予算でありまして、事業実施の結果、継続とか繰越しとかを含めまして、必要ないものについては速やかに減額するものでございます。

○議長（三村孝信君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ、監査委員の監査報告の中で適正な予算で、最小限度の予

算で最高額の結果を出してくださいって報告、言っていると思うんだよね。それなのにこんなに余らせる予算で、健全財政計画の中で町長は仕事やらせないの、これ。来年度の7年度の予算のためにこんなに不用額を出して予算組むための、うちは健全だ、健全だって言っているだけでしょう、これでは。

健全財政化の計画が、そのために不用額を出しているにしか見えないのよ。どういう計画されているのか分からないけれども、うちの町がそういう財政難に入っちゃって、健全財政計画化に入っちゃって、町長の胸三寸でやっているような思いつきで事業をやっているのよ。予算がねえところのような道路をU字構入れてみたり、予算があるところはこんなに余らせて、予算が取ってあるところなんかやらないで、予算がないところ、ここやります、あれやりますって。

町民に聞かれても、ここは事業入ってないんだよねって言うと、この間の12月頃にいきなり臨時議会で補正予算なんて組んでみたり、そういう事業やっているんだったら予算なんか要らないでしょう、これ2日もかけて。暫定予算でやっていて十分だよ。健全財政化計画のためにこれやらないのか、そこら辺、聞かせてください。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 決して3月補正で予算が落ちるとするのは悪いことばかりではないと思います。適正に入札をやれば、当然予算より下がるんですよね。予算で100万円でやりますって言っていて、ちゃんとした入札をやったら90万円で落札されましたと。すると10万円浮くわけですね。だって、予算は予定価格で組むけれども、契約は入札の結果、契約するわけですから、必ず予算より何パーセントか落ちて契約するわけですよ。

そこに入札差金というのが発生するんですけれども、その入札差金を何回使っちゃえば、それは100%予算施行になりますけれども、うちの町役場ではそういう入札差金をほかに使っちゃたりとかしないので、そうすると、きちんと入札をしていれば必ず予算額より数パーセントは全部落ちるんですよ、契約のとき。

そうすると、100億を超える予算を組んでいけば2億、3億、4億、決算のときに予算が余ってくるのは、それはそういうもんです。きちんと入札をやって契約していれば自然にそうなるわけですから、ぜひその点は決して悪いことではないということでご認識いただきたいというふうに思います。

○議長（三村孝信君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 町長の答弁からいくと、何だかおかしいんだよね。南団地の建設費、予定額が4,400万、仕事発注しているのは8,800万。そんなにぼんと倍にして、工事費が上がってやっているのに、金がそういう工事入札の業者ばかりいじめて残しているという金額ではないでしょう、これ。

それで、監査委員の報告で、今日は代表監査委員いるから質問したかったんだけど、代表監査委員からは報告が、自己資金が足りない、何事業やるのにも。そういう報告を受

けています、我々は。自己資金が足りないんだと、自己資金が足りないんなら、この補正、こんなに余るわけがないでしょう。そこら辺どうなっているんだ。本議会で監査委員から聞いたよ、代表監査委員から。自己資金が足りないって言っているのに、そんなに余るような、削るような予算組みしているわけじゃないんだから。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。着座で結構です。

○町長（上遠野 修君） 予算については、必ず当初予算より決算段階とか3月補正段階では下がるもんです。さっき入札の話、言いましたけれども、補助金とかそういうのも全員が申請するという前提で予算組みますけれども、実際は全員申請しないで、100人申請すると見越して補助金つけますけれども、補助対象者が全員申請するとは限らないですよ。何らかの理由で私、申請しないわという人が一定数出てくるので、そうすると100万円補助金ついていても、執行は5%減って95万円だったりするわけです。必ず全員が申請しても困らないようにってきちっと予算を組んでいくわけですから、最初から予算の段階で何人かは申請に来ないでしょうとかという、そういうふうな予算の組み方しないんですよ。

入札だって100%で落札されるわけじゃないでしょう。必ず何パーセントか落ちて落札されるわけですから、100億円の予算を組めば3%、4%、最後は余って決算を迎えたり、3月補正をするというのはよくあることであって、それをしないためには最初から削って予算を組めば余りは出ないかもしれませんが、そういうことだと本当に入札で95%で落札されると思ってやったら、99%で落札されちゃったら、今度予算が回らなくなっちゃうわけですね。

そういうことはしないので、きちんと予算段階では見積りの満額とか、全員が申請とかということで全て予算組んでいきますので、あるいは人件費だってある程度、残業代全部見ても残業代全部使うわけじゃなくて、残業代全部使い切る人もいれば、残業代使わない人もいるわけで、でも予算としてはきちっと余裕を持って組むわけですから、最後3月補正ですね。100億円の予算を組んでいて、3月補正で3%の3億円、最終的に落ちるということがあっても、それは何か悪いということではなくて、そういうことは起こり得るものだということでご理解いただきたいと思います。差金とか差額を何か別の事業に使っちゃわない限り、必ず何パーセントかは余りが出るもんだというふうにご理解ください。

以上です。

○議長（三村孝信君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） すばらしい答弁するね、町長。そんなに余裕があるんなら、職員に残業やって、5時半になったら暖房消しちゃったり、何時間やっても15時間でカットされちゃうような残業で、ブラック企業みたいな、それはやめてくださいよ。残業ちゃんと払ってやってください。過去に幼稚園で臨時職員がいて、残業代もらわないで裁判で負けて、後で相当な額を払っているんですよ。町長になってからでしょう、それは、払った

のは、常北幼稚園のときに。残業代が取られているのよ、辞めてから。そういう感じだから、今の職員に、そんなに財政が豊かなら、50時間やっても15時間しか払いませんなんて言っているような町じゃなくて、総務課長、どうなんですか、そこら辺。ちゃんと払えるんですか、町長が言っているように。

○議長（三村孝信君） 総務課長に答弁求めるのかな。

○14番（小唄 孝君） あと1個、議会で会計課長、今、現金幾らあって、普通預金に幾らあるんだかちょっと答弁ください。会計課長が手当が低いんだよな。全会一致でみんな同じ手当にしろって言うの。こういう質問がねえから、あなたは低いんだと思うのよ。今、現金幾らあって、普通預金が幾らあるんだかちょっと答えてください、即答で。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） ただいま小唄議員のご質問にお答えいたします。

時間外手当の件についてでございますが、総務課といたしましては、労働時間、極端な労働時間が長くなならないような範囲の中で時間外手当についても支給をしているというところでございます。

以上でございます。

○14番（小唄 孝君） 納得しない。15時間しか払わねえなんていうことはしないんだね、じゃ。ちゃんと答えてください。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 時間外手当につきましては、予算もありますので、年間の時数を一定程度、目標設定はさせていただいております。

○14番（小唄 孝君） 予算はあるんだって言っているんだよ、町長が。予算組んでんだから。ちゃんと予算あるんだって言うんだから。これは法律で守られているんだから、残業というのは。払わなくちゃならないの。それはちゃんと払ってくださいってお願いしているの。

あと、会計課長、手当が安い会計課長、答えてください。現金が幾らあって、普通預金が幾らあるんだか。

○議長（三村孝信君） 会計課長所 克実君。

○会計課長（所 克実君） 今、手元に資料ございませんので細かい数字は申し上げられませんが、一般会計で今、大体使うお金6億前後、貯金のほうにはあります。

以上です。

○14番（小唄 孝君） そういう話じゃなくて現金が幾らあるの。現金が幾ら会計課にあって、普通預金が幾らあるんだって答えられねえような課長なら、いつまでも手当が上がらねえぞ。議会がみんな全会一致であなたの手当を平等にしろって言っているのよ。

○議長（三村孝信君） 会計課長所 克実君。

○会計課長（所 克実君） 私の手当の話は別にさせていただきまして、手元に幾らある

かということですがけれども、一応通帳の中で使用しているお金が、先ほどお話ししましたとおり、6億前後ございまして、それと会計課には実際の手持ちの現金というのは数十万円しかございません。これは防犯上の観点からも、また必要性の観点から見ましても、そのくらいで通常足りております。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 今の内容なんですけれども、会計課長は私のことはさておいてと今言いました。今はいいかもしれませんが、今後、会計課長になった人は減額される可能性はあります。そういうことであれば、職員の課としては全部公平にお金は支給されるべきだと思いますし、そういう意味で、私は今はいいけれどもみたいな感じになっちゃうと、ああそうかということになりますので、やっぱり課長職であれば、どういことであつてもきちんと手当は出されるべきだと思うんですよ。

何をもってそういうことをやるのか。町長の独断と偏見で職員が差別されたんでは納得できないんじゃないんですか、職員さんたちも。町長の俺の言うこと聞けというようなやり方で、職員さんをいじめているようなことやっていたんでは、この町はよくなりません。住民に負担かけます。住民がよくなりません。だから、職員さんは住民に喜ばれるようにしっかりと頑張つて、住民のために働くという役割があるんです。その役割を、町長の独断と偏見で不公平なやり方でやられたんでは、職員さん、育ちませんし、やってもやりがいのない職員さんになってしまいます。

職員さんがやれるかやれないかは町長の一存ですから。町長がもう少し職員さんを信頼して、信用して、職員さんに相談して。20周年記念もそうです。職員さんにどれだけ相談しましたか。そこら辺のところは、やっぱり職員さん、もう少し信用してください。私は前から何遍も言っています、そのこと。何でそれが言えないんですか。だから、そういうことやって、いつまでもいつまでも職員さんは町長の顔色をうかがってやっているんです。駄目です、そんなことやっちゃ。公平にしてください。

〔発言する者あり〕

○議長（三村孝信君） 不規則発言を控えてください。

今の件に関しましては、予算審議と若干かけ離れている部分もありますので、この場では執行部の答弁はよろしいでしょう。

ほかにご意見はありませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ただいまの藤咲議員さんが何度か質問した中で、課長さんからも答弁いただきましたけれども、聞いていて、正直言って、私もこの事務事業概要を読んだだけ。そうじゃなくて、職員さんは内容をよく分かっているんだから、分かりやすくか

み砕いて、分かるように説明をしていただきたいなというふうに思うんです。

例えば、財務課の財政管理事業ですけれども、これは減債基金への積立てというやつは、7年度、8年度の交付税が例えば少ない場合、少なくなった場合にあれだよ。それを補うための手段としてこの減債基金を積んでおいて、それで元利償還金、元金や利息、こういったものへ一部分を充てるというものだと思うのね、少なくなったときに。そう言えば分かるんだけど、ここに書いてあるものを読んだだけでは、これ、皆さん、読んでいるですから、中。それではちょっと分かりづらいと思うんだよ。

また、森林環境譲与税の基金の積立てについても、あくまでも9月には半年分もらっていて残りを3月期にいただくということなんだと思うんだよ。これは既に確定されているお金、内定が来ているお金だと思うので、それをただ単に足したもので、予算よりも187万7,000円少ないから、これを増額するんだという部分だと思うのね。

ここに、内容に書いてあるものを読んだだけでは、なかなか分かりづらいと思うんだよ。ですから、できればかみ砕いた形で分かるような説明をお願いしたいなと。

それでは、2番のキッチントレーラーと軽車両1台保管、パーティション、簡易ベッド、こういったものですね。このキッチントレーラーというのは、総務課長。これはトレーラーですから、当然牽引するものですよね。すると、その牽引する車両も買いますよということだと思うんだけど、これ牽引の免許を持っている方は何人ぐらい、実際おられますか。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） ただいまの加藤木議員のご質問にお答えいたします。

大変申し訳ありませんが、今現在、牽引の免許を持っている人数につきましては把握をしてございません。

失礼いたしました。あと、今回のものにつきましては牽引免許は不要なものというふうに考えております。

○6番（加藤木 直君） これ、トレーラーでも要らないの。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 牽引につきましては重量制限によりまして不要なものということがございまして、その規定の以内のものということは今、想定で考えております。

○6番（加藤木 直君） 分かりました。

それと、10番の森林環境譲与税、これ決定ですか、内定ですか。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） まだ見込みの金額でございます。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 見込みの金額ということ、じゃ決定ではないということだと思うんですけれども、これ国から都道府県とか市町村に配られるものだと思うんですけれども、

そうすると、どうやってこれ出したのかな、数字。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 当初予算は1,300万ぐらいの予算が割り当てられまして、補正といたしまして、令和7年度に割り当てられる分の予定の数字を入れてあります。予定の金額としては1,490万ぐらいになるのかなという数字を使用しております。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） あくまでも国から来ている数字ですか、これ。

○農業政策課長（興野隆喜君） 振込予定のまだ確定はいただいていないので、その数字でございます。

○6番（加藤木 直君） 国から来ている数字ですね、予定の。

○農業政策課長（興野隆喜君） はい。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） それから、先ほども藤咲議員さん、それから小坪議員さんからお話ありましたように非常に残高が多いと、マイナスが多いということで、町長からも入札のお話等ございましたけれども、4億強がマイナス補正になっていると。それと明許繰越しも7億あるということで、この明許繰越しについても大変多いんですけども、昨年度、明許繰越ししたもので、前年度ね。前年度の今頃に明許繰越しをしたもので、行われてない事業というのはどのぐらいあるかというのは今、分からないでしょうから、後で教えていただいてよろしいですか。一覧表はいただきたいと思います、ありますよね。

以上です。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ただいまの加藤木議員の質問の中で減債基金についてなんです、これは国の6年度予算で補正で来るものでありまして、それを7年、8年の償還に充てなさいということになっていますので、ご理解いただきたいと思います。

○6番（加藤木 直君） はい、分かりました。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

2番金長秀範君。

○2番（金長秀範君） 一つ、7ページの繰越明許6番の島家住宅蔵・屋根修繕事業なんですけれども、これ昨年出まして、今回、繰越明許ということでこれからやるということだと思うんですが、議案7号でふるさと応援寄附金に今回、黒澤止幾が先ほど説明ありましたが、これは繰越明許って基本的に全部、いろんな理由はあると思うんですけども、文化財に指定されているもので、黒澤止幾もそうなんですけれども、今、77万でいつも黒澤止幾、ブルーシート予算出ていますが、現場見ていただければ分かると思うんですけども、見るもない形ぐらいになっている状況です。

今回、島家住宅はよく庭先カフェとかで一番人が集って、集まって、大きな形で皆さん

が喜ぶ、今、場所になっていると、僕は毎回、出ていますので、現場に、感じます。そう
いった中で現場見ますと、やっぱり屋根がかなり壊れていまして、それがやっぱり、今日、
あしたじゃないかもしれないですけども、1年ごとの劣化って、多分、黒澤止幾を見て
いてもすごい差が出てくると思うんですよね。

ですので、これだけという意味じゃないですけども、やはり必要で予算認められて、
事業として開始するということであれば、1年間何もやってないから繰越しだと、この件
に関しては少なくとも思いますので、できる限り早く、一つ一つ、職員さんも大変だと思
いますが、やっていただけるように、少しでもいい状態を保って、そして結果的に町の財
産といいますか、アピールする場所にもなっているわけですから、やっていただければな
という思いで、進めていただければなという思いで、お話しさせていただきました。

以上です。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご指摘ありがとうございます。

島家住宅蔵・屋根修繕事業につきまして、執行が遅れていること申し訳ございません。
速やかに繰越し認めていただいた後、早期に工事を発注するようにしていきたいと思いま
す。

以上です。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「時間」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 一般会計、もし終わるなら午前中で終わりにしたいなと思ったも
のですから。

〔「繰越ししてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 終わりにしてほしい。質問ね。すみません。

12番阿久津則男君。

○12番（阿久津則男君） 先ほどから出ておりますキッチントレーラー、これは読みま
すと、避難所……

○議長（三村孝信君） 阿久津議員、すみません、マイク。

○12番（阿久津則男君） 先ほどから質問がありますキッチントレーラーについて総務
課担当ということですが、これは避難所に対してだけ使うものなのかどうか。せっかく買
って、それだけに使うんでは何かもったいないと言えどもったいないんでしょうけれど、
何かに使うことを考えているのかどうかですね、その辺、お伺いしたいと。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） ただいま阿久津議員のご質問にお答えいたします。

キッチンカーにつきましては、災害時につきましては避難所へ持っていきまして、そこ
で食事を提供するということでございますが、平時につきましては、現在考えているのは、

ふれあいの里などに置きまして、平常時は活用していただくというようなことを想定しております。

○議長（三村孝信君） 12番阿久津則男君。

○12番（阿久津則男君） 先ほども確かにふれあいの里に置くというような話、聞いたんですが、そうすると、それは所管はまち戦だと思っただけけれども、総務課担当でまち戦で使うということになっちゃってもいいのかな。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 現在のところ、ふれあいの里を管轄している開発公社などとも協議を進めているというところではございます。

○議長（三村孝信君） 12番阿久津則男君。

○12番（阿久津則男君） その場合、これは補助金も入っているようではございますけれども、いろんな課にまたがって使っても構わないという補助金なんですか。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 今回の交付金の目的には避難所の生活環境の改善と併せて、地域にもそういった啓発活動やまた地域のものに活用するというということにも補助金の内容が含まれておりますので、今回、ふれあいの里などに置いて、平常時は活用していきたいというふうに思っているところです。

○12番（阿久津則男君） 補助金は差し支えないということなんですか。分かりました。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） ここで1時10分まで休憩といたします。

午後 0時05分休憩

午後 1時08分再開

○議長（三村孝信君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

11番関 誠一郎議員が早退しました。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） それでは、議案第9号に関連する加藤木議員からのご質問にお答えしたいと思います。

令和5年度、退職などで今年度退職金お支払いいたしました人数につきましては21人になっております。金額につきましては885万6,000円となっております。また、退職金の請求の期限につきましてはのご質問もございました。こちらにつきましては、地方自治法退職金の請求期限が定められておりまして、そちらに準じておりまして、請求期限は5年ということになっております。

また、事務手続上につきましては、1年以内で事務請求のほうを事務手続完了するよう

にということも求められているところでございます。

続きまして、議案第13号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設立時についての議決の件につきまして、小坪議員からご質問いただいた件につきましてお答えしたいと思います。

平成25年3月21日付で全会一致にて議決をいただいているということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（三村孝信君） 議案第16号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） それでは、議案第16号 令和6年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第4号）につきましてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条になります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,790万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ20億320万1,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入についてご説明します。

1 款 1 項国民健康保険税ですが、既定額から552万1,000円を減額するものです。こちらにつきましては、実績見込みにより国民健康保険税の減を見込んでございます。

2 款 1 項手数料ですが、既定額に12万7,000円を追加するものです。過年度分の督促手数料の増を見込んでいます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金ですが、既定額に38万5,000円を追加するものです。こちらにつきましては、マイナ保険証の移行に伴いますシステム改修補助金でございます。

4 款県支出金、1 項県補助金ですが、既定額から1億564万5,000円を減額するものです。主に被保険者数の減少によります実績見込みにより保険給付費等交付金、こちら主に普通交付金の減を見込んでおります。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金ですが、既定額から460万円を減額するものです。主に実績見込みによります保険基盤安定繰入金の減を見込んでございます。

8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料ですが、既定額から299万9,000円を減額するものです。実績見込みによります一般被保険者延滞金の減を見込んでいます。3 項雑入でございますが、既定額に35万3,000円を追加するものです。事業実績によります過年度分の特定健診負担金の追加を見込んでございます。

3 ページをご覧ください。

歳出についてご説明します。

1 款総務費、1 項総務管理費ですが、既定額から680万円を減額するものです。こちら、

人件費の減を見込んでおります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費ですが、既定額から7,189万9,000円を減額するものです。主に実績見込みに基づきまして、一般被保険者療養給付費負担金の減を見込んでございます。2 項高額療養費ですが、既定額から3,706万6,000円を減額するものです。主にこちらの実績見込みに基づきました一般被保険者高額療養費負担金を減額するものです。4 項出産育児諸費ですが、実績見込み件数によりまして既定額から200万円を減額するものです。5 項葬祭諸費ですが、実績見込み件数により既定額から40万円を減額するものです。

5 款1 項保健事業費ですが、人間ドック等の受診者数の実績見込み減によりまして、既定額から委託料13万円を減額するものでございます。2 項特定健康診査等事業費ですが、特定健診業務に係る受診者数の実績見込みによりまして既定額から245万3,000円を減額するものでございます。

6 款1 項基金積立金ですが、既定額から3,725万4,000円を減額するものです。こちら国民健康保険支払準備基金積立金を減額するものです。

8 款諸支出金、3 項繰出金ですが、既定額に4,010万2,000円を追加するものです。事業勘定から施設勘定への繰出金を追加するものです。

以上、令和6 年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第4 号）につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、4 ページから14ページまでの補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧ください。

続きまして、15ページをご覧ください。

令和6 年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第4 号）につきましてご説明申し上げます。

第1 条です。歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ402万1,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2 億3,691万1,000円とするものでございます。

16ページをご覧ください。

第1 表、歳入歳出予算補正です。

歳入についてご説明いたします。

1 款診療収入、1 項外来収入ですが、既定額から実績見込みによりまして15万円を減額するものです。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金ですが、既定額から387万1,000円を減額するものでございます。こちら一般会計繰入金を減額し、事業勘定繰入金を追加するものでございます。

続いて、歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費ですが、既定額から32万1,000円を減額するものです。主に実績見込みによります人件費である職員手当等の増、こちらあと七会歯科、レントゲン更新委託の件を見込んでおります。

2 款 1 項医業費ですが、既定額から370万円を減額するものです。主に実績見込みによりまして医薬材料費、医科各種検査委託等の減を見込んでございます。

以上、令和 6 年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第 4 号）につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、17ページから23ページまでの補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと思います。ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） これより、議案第16号に対するご質問をお受けいたします。

8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 歳出で 1 億 1,000 万ですね、財源が減額されています。この減額の理由というのは給付とかあると思うんですけども、単なる人口減だけなのでしょうか、お聞きいたします。

もう一つ、来年度予算にどのように反映されていますか、お聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） ご質問にお答えいたします。

こちらの 1 億近い減でございますが、こちら一番大きいものでございまして、やはり被保険者数の減少によることが一番大きな要因である減額理由となるところでございまして。また一番大きい額としましては、普通交付金としまして、県条例の定めるところにより、市町村が行った医療給付に要した費用の実績ということでこちら交付されるものが、実際のところは被保険者数の減少によりまして、交付減となっているところが一番の要因でございます。よろしくお願いいたします。

また、どのように予算に来年度とかが反映しているのかと申し上げますと、通常、当初予算につきましては、過去の実績によりまして見込額を算出しているところでございます。医療費につきましては毎年度変動がございまして、また、今申し上げましたとおり、被保険者数の減少も大きさですね。年度により異なりますが、毎年度、その実態と乖離しないような精査をし、毎年度予算に反映させていただいているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

確かに給付減でこれだけ減というのは想定外だったのではないかなと思いますけれども、来年度の予算としてこれに見合った減額すること、こんなにこれが減額にならないようなそういう予算の立て方というのは計画立てましたか。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） 毎年度予算立てするときには、やはり過去数年間の実績等は考慮しまして、それで予算立てをさせていただいているところでございますが、今回、まず社会保険の加入等が何か多かったと見受けられます。そのために大幅なちょっと被

保険者数の減少によりまして、このような1億円近いちょっと減となっているところでございますので、ひとつご認識というかご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 人口の推移によってかなり大幅に変わるというのは、おおむね多分、予想はできるのではないかと思いますけれども、その予想した上での予算の立て方というのは考えられることなんでしょうか、お聞きします。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） やはり毎年度の予算立てにつきましては、当年度の該年度の被保険者数などを今までの年度数の被保険者数を勘案しまして、それで予算づけ立てしているところなんですけど、このような乖離がないように今後、予算立てをしていきたいと努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 今、国保税が非常に高く、滞納している人たちもたくさんいるんだと思うんですね。そういう意味では、もし減額をしなくてもいいような状況になる前に事業にプラスしてあげるとか、そういうようなことってできないのかなというのを感じています。

なぜかという、私も一般質問で言っていたように、18歳未満の均等割、減額してほしいというようなことを言っても、なかなかそれが実行されていません。他市町村では随分減額しているところがあるんですけども、城里町はなかなか減額されてないというところもありますので、できれば減額した金額でそちらのほうに回してもらおうとか何とかできないのかなというのは非常に感じているところです。この減額の予算を何とか住民の安定した生活に繰り入れられればいいのか。繰入れというか利用してもらえればいいのかというのは感じているんですけども、その辺はどのように思っていますでしょうか。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） こちらの残金といいますか減額の予算につきましては、医療給費と申しまして医療費でございますので、保険税の軽減とかにはちょっとなかなか、当然使途がちょっと別な使途でございますので、その辺はちょっとご容赦いただきまして、今後別な政策としまして軽減対策ができるかとか、ちょっと精査して検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 保険税で生活ができなくなるようなことがないような、そういう状況で住民を見ていただければいいかなと思っていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木直君。

○6番（加藤木 直君） 課長ね、今の藤咲さんとのやり取り、ちょっと全然私、理解できなかったんですけども、多分、私が質問するのはかぶる部分もございますので、そのときにはご容赦願いたい。

まず、歳入のほうの県補助金が1億からという額になっていますよね、1億500万。この県の補助金というのは通常どういうものなのかなというふうに思うんですけども、ちょっと。

それともう一つは歳出のほうですね。歳出の基金積立金が3,700万の減額で予算の92%、9割以上が減額補正になっているんですけども、ちょっとこれについてのご説明いただけますか。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） ご質問にお答えいたします。

こちら4款の県支出金のご質問でございますが、こちら県補助金で保険給付費等交付金、普通交付金の減を見込んでございます。普通交付金と申しますのは、都道府県条例の定めるところによりまして市町村が行っている保険給付に要した費用の実績に基づきまして、その全額を交付するということになってございます。なので、被保険者数の減少によりまして、被保険者数ですかね。国保加入者、被保険者数ですか。ごめんなさい、口がちょっと乾いていまして。加入者数の減少によりまして、その交付金が減額となったということでございます。すみません、活舌がちょっと悪くて申し訳ございません。

○6番（加藤木 直君） これはかぶってるんだね、じゃ。もう一つ。

○国保年金課長（富江一也君） 基金積立金の件でございますが、こちらにつきましては減額となってございます。その理由につきましては、社会情勢等の、ちょっと長くなってしまうんですが、前段をちょっと置かさせてもらいます。保険料の負担が上昇する可能性がありまして、こうした場合でも保険料が急激に増加することがないように激変緩和措置による対応となってございます。こちらにつきましては、県では市町村に対しまして県繰入金として措置していただいているところでございます。

城里町につきましては6,000万円を措置ということで、2018年から32年の間の15年間で当初目標9億を目標にしてくださいというようなことで定めていただいております。実際、城里町におきましては18年からその基金を積立を行ってございまして、24年におきましても10億近く基金、積み立てているところでございますので、今回につきましては積立金を一旦やめるといいますか、積立てをしないということでございます。

以上です。

○6番（加藤木 直君） 分かりました。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第17号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） それでは、議案第17号 令和6年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条です。予算の総額から歳入歳出それぞれ1,286万9,000円を減額しまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億9,509万3,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入についてご説明いたします。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料でございますが、既定額から831万1,000円を減額するものです。特別徴収保険料（現年度分）134万5,000円を追加しまして、普通徴収保険料（現年度分）965万6,000円を減額するものでございます。こちら、いずれも実績見込みによるものでございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金でございますが、既定額から455万8,000円を減額するものです。実績見込みによります保険基盤安定繰入金の減を見込んでおります。

続きまして、歳出です。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金ですが、既定額から1,286万9,000円を減額するものです。こちらの実績見込みによるものです。

以上、令和6年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、3 ページから4 ページまでの補正予算事項別明細書をご覧くださいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） これより議案第17号に対するご質問をお受けいたします。

8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 後期高齢者医療ですけれども、1,200万の減額があります。この理由はどのようになっていますでしょうか、根拠というか。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） 1,200万円の減額ということでございます。こちらにつきましては、年度当初の金額につきましては、県の広域連合のほうの試算で実際算出しているところでございますが、今回、1月末の実績に基づき減額をさせていただいたところでございます。こちら減額の理由につきましては、やはり当初の見込みよりも被保険者数が減少したというところでございます。

また、保険基盤安定繰入金の確定によりまして、そちらも併せて金額が減少したことが大きな減額理由となっているところでございます。実際、後期高齢者は被保険者数は増え

ているんですが、実際増えた分よりも、実際は増えてはいるんですが、増えの伸び率がちょっと少なかったためにこのような減額となったところでございます。よろしくお願いいたしますします。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この1,200万という金額をもう少し減額というか減らすことってできるんですか。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） こちらは実績というか応じた減額ですので、これをもう少し減らすとかというのは、それは難しいというかできないです。歳入歳出のバランス、均衡がありますので。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） だから、補正前の予算額をもう少し減らして出すことができなかったのかなというのをちょっと心配しているんです。それがこの小さな金額だとしても、全体の予算額になると少し大きくなってくるんだと思うんですけれども、できれば少しずつ減らして行って、この補正額で減額された分、何とか次の予算に生かしていただけるような、そういう予算の立て方を頑張っていたきたいなと思っていますので、保険の限度額とかいろんなものがあるんですね。そういうのが非常に影響してくると思うので、いろいろひ住民の負担にならないよう、何とかして頑張してほしいなと思っているんですけれども。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） そうですね。今後の予算立てにつきましてはよく精査しまして、このような大きな減額とならないように、よく予算の作成に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたしますします。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） よろしくお願いします。

それで、もう一つちょっと次の質問で、訪問看護在宅療養を受けている方々の当町の状況というのをちょっとお聞きしたいんですけれども、件数だけで結構ですのでお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） お答えいたします。

城里町におけます後期高齢者医療制度に関する訪問看護の件数ということでございますが、一応年間で146件ございます。また在宅医療に関するということでございまして、こちらは訪問診療ということでちょっと解釈させていただきました。訪問診療に係る件数でございますが、年間で53人の利用があったところでございます。よろしくお願いいたしますします。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 分かりました。

これ以上、いいです。まだ聞きたいことがありますけれども、いいです。ありがとうございました。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第18号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長、稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 議案第18号 令和6年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条であります。

予算の総額から歳入歳出それぞれ9,482万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ25億5,741万9,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入についてご説明いたします。

1 款保険料、1 項介護保険料であります。既定額に1,792万6,000円を追加するものでございます。実績の見込みによります第1号被保険者保険料の増を見込んでおります。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金であります。既定額から1,799万円を減額するもので、主なものは介護給付費負担金で、交付見込みの減に伴い減額するものです。2 項国庫補助金であります。既定額から4,171万円を減額するもので、主なものは介護給付費及び地域支援事業費の調整交付金の交付見込みの減に伴い減額するものです。

4 款1 項支払基金交付金であります。既定額から2,955万9,000円を減額するものです。主なものは介護給付費支払基金交付金と地域支援事業交付金の交付見込みの減に伴い減額するものです。

5 款県支出金、1 項県負担金であります。既定額から1,494万9,000円を減額するもので、介護給付費県負担金の交付見込みの減に伴い減額するものです。2 項県補助金であります。既定額から308万4,000円を減額するもので、地域支援事業交付金の交付見込みの減に伴い減額するものです。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金であります。既定額から1,735万5,000円を減額するもので、事業費の実績見込みによりまして一般会計からの繰入金を減額するものです。2 項基金繰入金であります。既定額に947万4,000円を追加するもので、歳入歳出調整のため介護給付費準備基金からの繰入金を増額するものです。3 項介護サービス事業勘定繰入金

であります。既定額に242万4,000円を追加するもので、介護サービス事業勘定の実績見込みにより繰入金を追加するものです。

2 ページをご覧ください。

続きまして、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費であります。既定額に36万2,000円を追加するもので、主なものは人件費を追加するものです。3 項介護認定審査会費であります。既定額から224万円を減額するもので、主なものは主治医意見書作成手数料などの役務費を減額するものです。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費であります。既定額から8,600万円を減額するもので、主なものは実績の見込みにより居宅介護サービス給付費を追加し、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費などを減額するものです。2 項介護予防サービス等諸費であります。既定額に628万円を追加するもので、主なものは介護予防サービス給付費と介護予防サービス計画給付費の実績見込みにより増額するものです。3 項高額介護サービス等費であります。既定額から300万円を減額するもので、高額介護サービス費の実績見込みにより減額するものです。4 項高額医療合算介護サービス等費であります。既定額から145万円を減額するもので、実績見込みにより高額医療合算介護サービス費等を減額するものです。5 項特定入所者介護サービス等費であります。既定額から1,718万円を減額するもので、主なものは特定入所者介護サービス費を実績の見込みにより減額するものです。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費であります。既定額から812万9,000円を減額するもので、主なものは要支援の方の通所介護や訪問介護の利用実績の見込みにより介護予防生活支援サービス事業費を減額するものです。3 項包括的支援事業・任意事業費であります。既定額から832万3,000円を減額するもので、主なものは地域包括支援センターの人件費等を減額するものです。

5 款1 項基金積立金であります。既定額に1,464万2,000円を追加するもので、介護給付費準備基金への積立金を見込んでおります。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金であります。既定額に1,021万5,000円を追加するもので、令和5年度分の国・県等地域支援事業費交付金、低所得者保険料軽減負担金等の実績確定に伴う償還金でございます。

以上、令和6年度城里町介護保険特別会計補正（保険事業勘定第3号）につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、4 ページから17ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧ください。また、主な事業は予算の概要にございますので、ご覧ください。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、19ページをご覧ください。

令和6年度城里町介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第2号）についてご説明申し上げます。

第1条であります。予算の総額に歳入歳出それぞれ180万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ960万2,000円とするものです。

20ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正から歳入についてご説明申し上げます。

1款サービス収入、1項予防給付費収入であります。既定額に180万円を追加するので、事業費確定見込みにより追加するものです。介護予防サービス計画費収入の増によるものです。

続きまして、歳出です。

1款サービス事業費、1項介護予防支援事業費であります。既定額から62万4,000円を減額するもので、実績見込みにより人件費を減額するものです。

2款諸支出金、1項繰出金であります。既定額に242万4,000円を追加するもので、事業実績見込みにより保険事業勘定への繰出金です。

以上、令和6年度城里町介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第2号）につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、21ページから24ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） これより議案第18号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 利用実績の見込みということで減額されています。この減額に関連したことなんですけれども、金額、この中の補正予算の金額の問題ではないんですが、町の中でデイサービスの回数を増やしてほしいと要望していても、職員が不足で受けられないと聞いているんですね。そういうときに、その現状を町としては把握しているのかなというのを感じるんですけれども、それが1点。

もう一点は、介護施設に外国の人たちが半数ぐらい職員として受け入れていると思うんですね。そのサービスを受ける側と施設側のトラブルなどはないのかとか、決して批判している状況ではないので、一応現状を知りたいなと思っていますので、分かる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（三村孝信君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 質問にお答えいたします。

デイサービスの数を増やしてほしいということで、ただ、職員の数が少ないので要望を聞いてもらえないということですが、それはデイサービスの回数は要介護度、要支援度によって行ける回数というのが決まっております。それによって行ける回数までは増やせ

ると思うんですけども、ただ、デイサービスの受け入れる側が職員が少なくて難しいというのは、あまりこちらにはちょっとそういう話は聞いてはいないんですが、もしあるのでしたら、後ほど長寿応援課のほうにも教えていただきたいと思います。確認してみたいと思います。

あと、2番の介護施設における外国人の受入れですが、申し訳ありませんが、町内の施設で外国人の受入れがあるという話はちょっと聞いておりません。なので、そういうトラブルとかそういう苦情とかのお話も長寿応援課のほうには来ておりません。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 私、無理難題質問しているんでしょうか。何か執行部でやっている、確認している内容と町民が受けている感覚と何かちょっと乖離しているような感じがするんですね。ですので、そこら辺のところ、もう少し町のデイサービスの状況がどのようになっているのか、町での把握というのはできないんでしょうか。利用したいという人がいるのに利用できないというのは、やっぱり介護度によっていろいろ変わってくるとは思うんですけども、何かもう少し町民のこと見ていただきたいなというのをちょっと感じているんですけども、結構です。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第19号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長江幡守仁君。

○水道課長（江幡守仁君） すみません、今、19番の表示に手間取ってしまっていて、すみません。

では、議案第19号 令和6年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今、1ページを表示しておりますので、そちらをご覧ください。

第1条は総則になります。

第2条の収益的収入及び支出からご説明をいたします。

第2条、令和6年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）に定めました収益的収入と支出の予定額を補正するものです。収入の既決予定額から280万円を減額し、予定額を6億913万3,000円とし、支出の既決予定額から280万円を減額いたしまして、予定額を6億913万3,000円とするものです。支出につきましても、同じく既決予定額から280万円を減額いたしまして、同額の6億913万3,000円とするものです。

続きまして、4ページを表示いたしますので、ご覧ください。

実施計画でご説明させていただきます。

収入につきまして、1 款水道事業収益、1 項営業収益173万5,000円の減額であります。給水収益その他の営業収益の減によるものです。主なものは水道料金加入金の減となります。2 項営業外収益106万5,000円の減額であります。一般会計補助金の減と長期前受金戻入の増によるものです。

支出につきましては、1 款水道事業費用、1 項営業費用280万円の減額であります。主なものは配水及び給水費の工事請負費、総係費の手当、減価償却費の有形・無形固定資産減価償却費などの減によるものです。

表示を1 ページに戻します。

第3条になります。資本的支出です。

第3条当初予算、第4条に定めました資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,606万4,000円を3億2,076万4,000円に改めまして、資本的支出の予定額を補正するものです。収入につきましては、収入の既決予定額に変更はなく、支出につきまして、1 款資本的支出の既決予定額から2,530万円を減額いたしまして、予定額を5億6,183万2,000円とするものです。主なものは水道建設事業費の委託料及び工事請負費の減額によるものです。

以上、令和6年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）の概要につきましてご説明申し上げます。

詳細につきましては、6 ページ以降の補正予算実施計画明細書、補正予算給与費明細書をご覧くださいと存じます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） これより議案第19号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第20号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長加藤孝行君。

○下水道課長（加藤孝行君） それでは、議案第20号 令和6年度城里町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書1 ページをご覧ください。

第1条は総則ですので、第2条の収益的収入及び支出からご説明いたします。

第2条、令和6年度下水道事業会計予算（第3条）に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。収入・支出の既決予定額からそれぞれ1,000万円を減額いたしまして、予定額を10億2,914万円とするものです。

収入につきましては、1 款下水道事業収益、1 項営業収益の既決予定額に379万1,000円を追加し、2 項営業外収益の既決予定額から1,379万1,000円を減額するものです。

1 項営業収益では、1 目下水道使用料597万7,000円を増額し、2 目受託事業収益218万6,000円を減額するものです。同じく2 項営業外収益では、2 目他会計補助金1,475万

9,000円を減額し、3目補助金296万4,000円を増額し、4目長期前受金戻入199万6,000円を減額するものです。

支出につきましては、1款下水道事業費用、1項営業費用956万4,000円の減額であります。主なものは事業費確定による管渠費、処理場費の委託料、受託事業費、総係費の人員費、事業確定による委託料、資産減耗費であります。また、減価償却費を追加するものです。同じく2項営業外費用98万円の減額であります。企業債利息の減によるものです。同じく3項特別損失54万4,000円の追加であります。過年度損益修正損の追加によるものです。

続きまして、2ページをご覧ください。

第3条当初予算、第4条に定めました資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,071万7,000円を2億9,569万3,000円に改めまして、資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入につきましては、1款資本的収入の既決予定額から8,918万2,000円を減額いたしまして、予定額を4億9,882万6,000円とするものです。

内容につきましては、1項企業債4,610万円、2項補助金2,013万8,000円の減額であります。事業費確定及び事業見込額の減により、企業債及び国庫補助金を減額するものです。また、3項負担金175万7,000円、4項分担金111万3,000円の追加であります。公共下水道事業の受益者負担金及び農業集落排水事業の受益者分担金の増によるものです。5項出資金2,581万4,000円の減額であります。一般会計出資金を減額するものです。

支出につきましては、1款資本的支出の既決予定額から8,420万6,000円を減額いたしまして、予定額を7億9,451万9,000円とするものです。

内容につきましては、1項建設改良費8,420万6,000円の減額であります。事業費確定及び事業見込額の減により、管渠整備事業費、管渠改良事業費、処理場改良事業費及び流域下水道建設負担金の減によるものです。

続きまして、3ページをご覧ください。

第4条、企業債でございます。

当初予算第5条に定めました企業債の限度額を補正するものです。企業債限度額の既決予定額1億6,590万円から4,610万円を減額し、1億1,980万円とするものです。

詳細につきましては、4ページから13ページの令和6年度下水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書の補正予算実施計画、実施計画明細書、給与費明細書をご覧くださいと存じます。

以上、令和6年度城里町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） これより議案第20号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 企業債の限度額が減額になっていますが、企業債の限度額が減額になった理由は何なのでしょう。

○議長（三村孝信君） 下水道課長加藤孝行君。

○下水道課長（加藤孝行君） こちらは事業が減っていく中で借りる額が少なくなってきたもので、下げたものです。

○8番（藤咲芙美子君） 数が少なくなった。

○下水道課長（加藤孝行君） 事業費が、事業費が少なくなったもので。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

事業の数が少なくなったというんですね、なるほど。じゃ、ちょっと別な聞き方していいかな。下水道管って、今、改良しなければならないような下水道管ってあるんだと思うんですけども、町内でどのくらい改良済んで、改良しないところはどのくらいあるのか、そこら辺のところちょっと分かりますか。老朽化していて、これからやらなくちゃならないよというようなところがあるかどうか。

○議長（三村孝信君） 下水道課長加藤孝行君。

○下水道課長（加藤孝行君） 現在、城里町では比較的下水道の年数が新しいもので改良するところは見つかっていません。ただ、現在、ストックマネジメント計画による、毎年古いところとかちょっと管が鉄筋コンクリートのところとかは毎年点検をするようにして、その結果によっては改良、直すところがあるかもしれません。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） そこはきちんと計画的に行われているということですね。

○下水道課長（加藤孝行君） はい。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（三村孝信君） 下水道課長加藤孝行君。

○下水道課長（加藤孝行君） はい、そういうことであります。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 議案第21号から議案第26号までの新年度予算についてであります。が、予算・決算常任委員会に付託し審議する予定ですので、本日は省略いたします。

次に、議案第27号から議案第28号の2件を一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。

教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 議案第27号、議案28号について、一括してご説明をさせていただきます。

初めに、議案第27号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてで

ありますが、令和7年3月27日をもって任期満了となる長山 透委員を引き続き選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。任期であります、令和7年3月26日から令和11年3月25日となります。

続きまして、議案第28号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります、令和7年3月31日付で平塚真一委員が辞職することに伴い、城里町大字高根台1番地の28、田口優子さんを委員に選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。任期でございますが、令和7年4月1日から令和8年4月22日となります。

二方におかれましては、性格は温厚にして人望も厚く、人格、識見とも最適任者であり、本町教育行政の発展にご尽力をいただけるものと確信しましてご提案するものでございます。

以上、2議案についてご説明させていただきました。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより議案第27号から議案第28号に対するご質問をお受けいたします。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） この教育委員の28号かな。前は茨大の教授で地籍調査の博士みたいな人、頼んでいるんだけど、今回は何で学歴がかなり下がったのか。学歴優先の町長が何で学歴下げたのかなという、それだけがっかりします。茨大教授はどこへ行っちゃったのかなって、それだけ。答弁いいです。

○議長（三村孝信君） 答弁いいんでしょう。分かりました。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） そのほか、発議2件、選挙2件、請願1件、委員会報告1件が本会議に上程される予定でございます。

次に、定例会に上程されます報告について執行部より説明を求めます。

質問は、時間の関係上、最後にまとめて行いますので、簡潔にお願いをいたします。今回報告が18号までありますので、執行部のほうも簡潔な説明をしてください。

それでは、報告第1号の説明を求めます。

国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） 報告第1号でございます。城里町国民健康保険診療所条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、概要についてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

現在、沢山診療所歯科診療室の診療日等が変則的になってございます。令和7年4月1

日から歯科医師が代わる予定でございますので、七会診療所の診療日及び診療時間等、同様の診療形態にするため、同規則の一部を改正するものでございます。

具体的には、七会診療所の平日の休診日である水曜日と重複しないよう、休診日を平日の木曜日と設定しまして、診療日を月、火、水、金、土としまして、診療時間も七会診療所と同様に午前9時から午後5時までとするものでございます。

以上、第1号につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、城里町国民健康診療所条例施行規則の一部を改正する規則、報告第1号説明資料同規則新旧対象表をご覧くださいと存じます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第2号の説明を求めます。

町民課長羽部理恵君。

○町民課長（羽部理恵君） 報告第2号についてご説明申し上げます。

報告第2号 城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてであります。先ほど議案第10号 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてに付随して施行規則の一部を改正するものであります。

○議長（三村孝信君） 執行部に申し上げますが、タブレットの画面が変わってから説明をお願いしたいと思います。

続いて、報告第3号から報告第……

○町民課長（羽部理恵君） すみません、途中。

○議長（三村孝信君） 途中だったの。

町民課長羽部理恵君。

○町民課長（羽部理恵君） 申し訳ありません。続けさせていただきます。

主な改正点は、宅地造成及び特定盛土等規制法と重複している技術基準について削除している点でございます。

以上、ご報告申し上げます。詳細につきましては、報告第2号説明資料新旧対照表をご確認いただきたいと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第3号から報告第4号を一括して説明を求めます。

教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 報告第3号、報告第4号につきましてご説明させていただきます。

初めに、報告第3号 城里町通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示についてご説明させていただきます。

町外に通学する生徒等が利用いたします路線バス定期券につきましては令和7年2月末日で実証実験の割引販売を終了することから、令和6年度の定期券料金改定による値上げ、令和7年度の割引料金の廃止を受け、子育て世帯の経済的負担を軽減するため助成金の額

の割合を定期券購入代金の10分の3から2分の1に、助成金の上限額を8万円から12万円に改正するものでございます。

続きまして、報告第4号 城里町ふれあいの船事業補助交付要綱の一部を改正する告示についてご説明させていただきます。

この後、報告12号でご説明させていただきます要綱において、参加者の負担金の額を明示することに伴い、要綱第2条、補助金額を削除するものでございます。

以上、報告3号、報告第4号についてご説明させていただきました。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第5号の説明を求めます。

健康福祉課長飯村正則君。

○健康福祉課長（飯村正則君） それでは、報告第5号 城里町定期予防接種実施要綱の一部を改正する告示でございます。

今年の4月から带状疱疹ワクチンが定期接種化されることに伴い、ワクチンの接種費用の一部を助成するものでございます。今回、藤咲議員さんのほうから一般質問の通告をいただいておりますので、詳細につきましてはその場で述べさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第6号の説明を求めます。

町民課長羽部理恵君。

○町民課長（羽部理恵君） 報告第6号 城里町火葬費等補助金交付要綱の一部を改正する告示についてであります。水戸市の公設斎場の使用料等の変更に伴い、補助対象者への補助金額等の変更を行うものでございます。水戸市の公設斎場につきましては、令和7年1月10日より水戸市下入野町に水戸市下入野斎場が開設されました。それに伴い、堀町にあります斎場が堀斎場と名称が変更され、斎場が2か所となりました。下入野斎場と堀斎場の利用料金には違いがあり、さらに堀斎場の利用料金が値上げされたことから、補助金額等を増額させていただきたいと存じます。

以上、報告第6号 城里町火葬費等補助金交付要綱の一部を改正する告示についてご説明申し上げました。詳細につきましては、報告第6号説明資料新旧対照表をご覧くださいと存じます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第7号から報告第8号を一括して説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 報告第7号 城里町道路里親制度実施要綱の一部を改正する告示についてであります。町道において自発的に清掃美化等、活動等のボランティア活動を行う住民団体等を町道の里親として認定するに当たり、昨今の住民活動に対する参加人員の少数化に伴いまして、認定資格の緩和と支援内容を明確化するため要綱の一部を改正するものでございます。

概要といたしましては、構成人員については従来5人としておりましたが3人に定めまして、支援内容については明確な基準として5万円を限度とした現物支給を執り行うものでございます。詳細については、説明資料の新旧対照表をご参照ください。

続きまして、報告第8号 城里町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱の一部を改正する告示についてであります。国の交付要綱の見直しに伴い、町の補助要綱も併せて改正し、なおかつ補助要件の一部を緩和するものです。概要についてですが、耐震改修工事に要する経費の補助限度額が100万円から115万円になっております。また、利子補給制度に係る条項等の追加がございまして、補助率5分の2、補助上限額を57万5,000円とするものです。

また、要件緩和といたしましては、精密診断法実施要件の削除を行っております。こちらについては、精密診断を行った場合には耐震工法について工法の幅が狭まることから削除をしているものです。

また、木造住宅耐震診断書の要件の緩和についてですが、こちらも町内の登録者が2名しか存在しておりませんので、県の名簿一覧に載っている者としているものでございます。

以上、報告第8号 城里町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱の一部を改正する告示についてでございますが、詳細については2ページから8ページの資料について参考にしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第9号の説明を求めます。

税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） 報告第9号 城里町ご当地ナンバー普及促進事業実施要綱の制定についてであります。この要綱は当町の原動機付自転車の標識でホロルの絵が描いてあるご当地ナンバーの普及促進を図るために、ご当地ナンバーの交付を受ける方に全国石油業共済組合連合会が発行する1枚1,000円分のガソリンのギフト券を2枚交付することにより、城里町20周年の祝賀の機運を高め、町への愛着や誇りをさらに深めることを目的とするものでございます。

なお、ガソリン券のギフト券の交付期間につきましては、今年の4月1日から来年の1月31日までとするものでございます。

以上、報告第9号についてご説明いたしました。ご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第10号から報告第12号を一括して説明を求めます。

教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 報告第10号、報告第11号、報告第12号につきまして、続けてご説明させていただきます。

初めに、報告第10号 城里町特別支援学校就学児童生徒給食費支援金交付要綱の制定に

ついでご説明させていただきます。

特別支援学校に就学している児童・生徒の給食費を負担している保護者に支援金を交付することにより、保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実に資するとともに、子育て支援を図るため制定するものでございます。

続きまして、報告第11号 城里町学校給食における食物アレルギー対応支援金交付要綱の制定についてご説明させていただきます。

町内の小・中学校に就学している児童・生徒が食物アレルギーが原因で学校の給食の提供を受けることができず、弁当等を持参することを余儀なくされている児童・生徒の保護者に対して支援金を交付し、経済的負担の軽減、子育て支援を図るため制定するものでございます。

続きまして、報告第12号 城里町ふれあいの船体験学習事業実施要綱の制定についてご説明させていただきます。

昨今の物価の上昇を受け、先ほど説明申し上げましたが、報告4号 城里町ふれあいの船事業費補助金要綱第2項の改定により、参加者負担金の大幅な上昇を抑えてまいりましたが、近年、変動する負担金を一定額とし参加しやすい事業にするため、城里町ふれあいの船体験学習実施要綱を制定するものでございます。こちらの第8条のほうで参加者負担金を2万円と金額を一定の金額に制定するものでございます。

以上、報告第10号、報告第11号、報告第12号についてご説明させていただきました。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第13号の説明を求めます。

農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 報告13号でございます。令和7年度城里町牛飼養農家経営安定対策事業支援金交付要綱の制定についてでございます。

この趣旨でございますが、現在、飼料価格等高騰の影響を受けている牛飼養農家の経営安定化を図るため制定するものでございます。交付対象者としましては、町内に在住している個人の牛飼養農家で、経営を3年以上継続できる者でございます。

支援金の額でございますが、成牛24月齢以上が1頭3万円、育成牛4月齢以上24月齢未満1頭2万円、子牛月齢1頭1万円でございます。上限を100万円といたしました。詳細につきましては、城里町牛飼養農家経営安定対策事業支援金交付要綱をご確認ください。よろしくお願いいたします。

以上、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第14号の説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 報告第14号 令和6年専決処分第5号（損害賠償額の決定及び和解について）でございますが、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償

額の決定及び和解について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

こちらについてですが、過日、専決第5号について、1、事故発生日時、令和6年10月16日午後2時30分頃、2、事故発生場所、大字増井地内、町道2235号線、相手方については、城里町大字増井在住の方です。4、和解条項、過失割合町90、相手方10。損害賠償金額については4,500円。（3）示談成立後については、本件事項に関する一切の申立てを行わないもので、事故の概要といたしましては、相手方が自転車で町道2235号線を走行していたところ、道路横断に敷設してあるグレーチング間に生じた隙間に自転車の後輪が挟まりパンクさせた物損事故となっております。

以上、報告第14号 令和6年専決処分第5号（損害賠償額の決定及び和解について）の報告でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第15号から報告第16号を一括して説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君

○財務課長（雨宮忠芳君） 報告第15号 令和7年専決処分第2号（損害賠償額の決定及び和解）につきまして説明いたします。

物損事故による損害賠償額を決定し和解したことについて、令和7年2月13日付で専決処分を行ったため議会に報告するものです。事故発生日は令和6年12月3日午前9時30分頃であります。事故発生場所は城里町大字那珂西2161番地の2、那珂西三区集落センター敷地内でございます。相手方は集落センターの物損事故でありますので、那珂西三区、区長代理、仲田友二様でございます。

和解条項につきましては、過失割合を町100%とし、損害賠償額4万3,076円でございます。示談成立後は、本件に関し、一切異議申立て請求を行わないものとしたものです。事故の詳細につきましては、ダンプで作業中にテレビアンテナ線を損害させたということでございます。

以上、報告15号につきまして説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第16号 城里町財務書類4表（令和5年度決算）についてであります。城里町統一的な基準による財務書類でございます。平成27年度決算から統一的な基準による財務書類、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を作成し、公表しているものです。詳細につきましては、令和5年度城里町統一的な基準による財務書類の1ページから11ページをご覧ください。

以上、報告16号について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第17号の説明を求めます。

教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 報告17号 令和6年度城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書（令和5年度分対象）についてご説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育行政の各分野における主な施策事業の施行状況を点検評価しましたので報告するものでございます。13の主な事業について点検評価となっておりますので、ご熟読いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第18号の説明を求めます。

道の駅整備室長木村公一君。

○道の駅整備室長（木村公一君） 報告第18号 令和7年度道の駅かつら移転整備事業についてご説明いたします。

道の駅かつら移転整備事業につきましては、今年度用地買収、造成工事を行い、令和7年度には建築工事に着手する予定でございます。

1、建築概要です。道の駅かつらの直売所等は鉄骨造の2階建て、延べ床面積は直売所等のほか防災備蓄倉庫、荷さばき等LPG保管庫を含め、1992.7平方メートルとなります。

2、令和7年度予算案でございます。事業費の合計は18億8,548万4,000円、内訳としては工事請負費が18億3,188万5,000円で、建築物建物本体のほか電気、給排水、空調等の設備、外構工事を含めます。

次に、委託料が2,875万円で、主に建築工事に伴って必要となる工事監理、既存道の駅の解体工事に係る設計業務委託などとなります。

次に、備品購入費が2,150万3,000円で、倉庫や厨房の棚やラック、調理台のほか防災備蓄倉庫に備蓄する毛布などの備品購入に要するものです。

次に、公有財産購入費が102万7,000円で、第2期工事に係る用地買収費として計上するものです。その他、新たに整備する防災備蓄倉庫に備蓄する保存水や保存食の購入などの需用費や上水道の加入負担金など231万9,000円を計上しております。

次に、3、財源計画です。まず、国庫補助等として内閣府の新しい地方経済生活環境創生交付金など事業費の約46%に当たる8億6,252万9,000円を計画しております。このほか交付税措置のある起債を活用することで、この交付税措置分が6億8,936万円を計画。町の実質負担となる一般財源と起債のうち、町負担分につきましては3億3,000万円程度となり、事業費のうち約18%が町の実質負担となる見込みでございます。

次に、今後のスケジュールでございます。今年3月末から5月上旬にかけて申請した交付金の内示がある予定です。建築工事の入札後、工事請負契約について議会での承認をいただきました後、工事請負契約を締結し工事に着手。令和8年春の開業を目指していきます。その後、令和8年度中に既存道の駅の解体を行い、令和9年度からオートキャンプ場を含む第2期工事に着手していく予定でございます。

資料2ページ以降につきましては配置図、建物平面図、イメージパースとなっておりますが、以前、ご説明した内容と変更はありませんので、後ほどご確認いただければと思います。

以上で報告第18号のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより報告に対するご質問をお受けいたします。質問は初めに報告番号を言ってから、簡潔にお願いをいたします。長くなる場合は直接担当課へお願いをいたします。

それでは、報告に対する質問をお受けいたします。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） すばらしい事業やるみたいですが、この財源が幾らの予算からいくのか、各課……

○議長（三村孝信君） 小坪議員、報告番号を言ってからお願いします。

○14番（小坪 孝君） 4、5、7、9とか事業費が絡む、4番と5番、7番、9番、10番、予算の係っている課。

○議長（三村孝信君） ゆっくり言ってください。何番ですか。

○14番（小坪 孝君） 第4号。

○議長（三村孝信君） 4号、5号、7号、9号、10号。

○14番（小坪 孝君） あとは抜けているところで予算の絡むやつ、町の。要するにすばらしい事業を提案で金を出すという、この金を出すの一般財源でやるのか、そこら辺を聞きたいのよ。金を出すばかりで今まで改修も何もできないって、町の財源がやっぱり限られているもんで、収入がない町だから。こういう事業をやるのはいいけれども、その財源が借金でやるのか、町の一般会計からやるのか。そこら辺、金の絡む報告のやつ、ちょっと各課、スムーズに説明してください。何の財源を使ってやるのか。一般会計から借金でやるのか。番号言って、課ごとにちょっと報告してくれる。

○議長（三村孝信君） それでは、町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） お答えさせていただきます。

ほとんど一般会計でやっていまして、大きく補助金が入るのは、最後に説明した道の駅かつら移転整備事業。これについては大きな補助金が入ってきますが、それ以外の4は一般会計、5の定期予防接種は一部補助金が入るかな。火葬費補助は一般会計、道路里親も一般会計、それから木造住宅耐震補助はこれは一部補助が入ります。ご当地ナンバーは一般会計、それから特別支援学校の給食費も一般会計、食物アレルギー対応も一般会計、ふれあいの船の保護者負担の軽減も一般会計、牛農家の支援も一般会計ですね。ですので、そういうところでございます。詳しくは予算委員会で各項目ごとに財源の内訳が示されておりますので、それをぜひご覧になりながら、予算委員会でご審議していただければと思います。

○議長（三村孝信君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 町長の発言から聞いたんだけど、過疎債のやつ、あれが聞こえてきたんだけど、過疎債でやる事業もあるの。

○議長（三村孝信君） 道の駅整備室長木村公一君。

○道の駅整備室長（木村公一君） お答えいたします。

こちら、先ほどご説明しました報告第18号のうちの起債につきまして、過疎債を使用する予定でございます。

○14番（小坪 孝君） 金額は。

○議長（三村孝信君） 道の駅整備室長木村公一君。

○道の駅整備室長（木村公一君） お答えいたします。

金額につきましては、こちら起債のうち町負担の2億9,544万円と、起債のうち交付税措置の6億8,936万円の合計でございまして9億8,480万円でございます。

○議長（三村孝信君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 合計でなくて、元利が幾らで金利が幾らで、元利合計、合計で。元金が幾らで金利が幾らというのを分けて報告してくれないかな。

○議長（三村孝信君） 道の駅整備室長木村公一君。

○道の駅整備室長（木村公一君） 元金だけのお答えになりますが、9億8,480万円ということになります。

○14番（小坪 孝君） 金利は。返済するのは合計で幾ら。

○議長（三村孝信君） 道の駅整備室長木村公一君。

○道の駅整備室長（木村公一君） 金利につきましては、借入れ時でないと決まらないということになります。

○議長（三村孝信君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これだけ国庫の補助もらっているのに、道の駅の役員さんから言われたんだけど、自分らで備品は買ってくださいと言われて、金がかかるんだよという話なんだけれども、そういう買わせないで、金は町で取っちゃって、物産センターに払わせるというのはいかかなものかなと思うのよ、これだけ金が入っているのに。全部そっくり買ってやって、どうぞというのが筋だと思うんだけど。だって、開発公社なんか10万円のやつは全部買ってやって、全て指定管理者なのに金をやってやっているのに、こっちは独自で補助金ももらわないで頑張っているところに金を出させるというのはいかかなものかなと思うのよ。全部、備品も何も買ってやってどうぞというのが筋だと思うんだけど、そう考えない。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 備品の購入については、本庁舎のときに大分厳しく議会からご指摘をいただいたこともあり、かなり余計な備品を買わないように精査しているところでございます。

現在も道の駅かつらの備品のうち、かなり会社で買っているものも実はございます。例えばレジスターとかそういうのは町で買うんじゃないで、会社、道の駅のほうでレジスタ

一はいつも買っていますし、買換えをやっていますし、例えばそういった形で公共事業で買うんじゃなくて、自分たちで気に入ったものを買ったほうが使いやすいという面もあるかと思います。

道の駅かつらに対しては、私、社長でもあるし町長でもあるから両方の立場であるんですが、補助金が入らない。補助金が入っているような設備とか備品は公共事業でやるけれども、補助金が全然ない。買うとしたら、完全に一般会計からで買わなきゃいけないような備品については会社側で買ってほしいということで、取締役会で私も説明して、皆さん、了承していただいたところですが、具体的にはレジ、それからカートとか、それから野菜を並べる棚などは会社のほうで自分たちが気に入ったもの、使いやすいと思うものを買うということでご了解をいただいているところでございます。

ぜひ、それを会社側で負担しても、なお18億円ぐらゐの超える大きな事業となっております。工事費については、無理に査定をして下げると最近、不調が多くて、不調になってやり直すと余計高くなるということがあるので、設計価格から余計な値引き等は今回、あえて私、しませんでした、それをして不調になったら大変なので。適切な入札により値段が落ちれば、それはそれで大きいので、10%入札で落ちても2億円近く下がるわけなんです、そこは適正な入札をやって幾らになるかは確かめたいと思いますので、予算としてはそういった形で行っております。備品についてはレジスターとかカートとか、それから野菜を置く棚とかは会社側で買って、公共事業ではやらないということにしております。

以上です。

○議長（三村孝信君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） ちょっと考えがちょっと違うんだけど、要するにあそこ国の公共事業で移転なんだよね。そのための補償というのがあべきだと思うのよ。何ぼ株式会社物産センターでも、補償が。国のための事業で金が物産センターにも出さなきゃならないと思うのよ。補償やらないで町が取っちゃって、今度はそういうレジスターとか何か自分らで買いなさいというのもいい加減だと思うのよ。だって、個人のうち、かけたって何だって、全部補償があって払うのが筋だと思うのよ。だから、レジスターだって移転がなければ買わなくて済むのよ。だから、それだって買ってあげて、どうぞというのが筋でしょというの。

それだったら、町長、言いたいのは、あの土地にこだわって30億近くの盛土、金をかけてやるんだったら、平らなところ建てていけば30億近くもかけてやるんなら、建物なんて建っていると思うんだよ、もう。

だから、そこら辺の議論に行っちゃうわけだ。30億といたら、平らなところで土留めみたいなのやらなければ建物まで建て。何であそこにこだわったのかなという。町民にしても我々にしても、私個人的にもそういう無駄遣いをしているなという感じになっちゃうのよ。そういう備品なんかけちっているんだったら、何であの場所にこだわる必要なかつ

たでしょう。それは選考委員会がそう決定したんだって逃げるんでしょう、どうせ。

○議長（三村孝信君） 道の駅整備室長木村公一君。

○道の駅整備室長（木村公一君） お答えいたします。

まず、移転場所につきましては令和3年度の移転検討委員会のほうであの場所に決まったという経緯でございまして、あの場所は委員会で決まったということになります。それから、お話のありました移転補償費につきましては、現在、茨城県の水戸土木事務所のほうで既存の道の駅の建物の構造ですとか材料とか、そういったものを今、算定しております。来年度、移転補償費のほうは町のほうに提示があるというふうに聞いております。

以上です。

○14番（小坪 孝君） 移転補償もあるんだよね。それは株式会社にやらなくちゃおかしい話。

○議長（三村孝信君） 道の駅整備室長木村公一君。

○道の駅整備室長（木村公一君） 移転補償の内容につきましては、ものによって町のほうに支払われる部分と、あと指定管理者である振興センターのほうに支払われる部分と2つあります。

○14番（小坪 孝君） 何で町が移転補償もあるの。株式会社がやってるのに。

○議長（三村孝信君） 道の駅整備室長木村公一君。

○道の駅整備室長（木村公一君） お答えいたします。

建物本体につきましては町の所有となっておりますので、その部分については町に支払われるということになります。

○議長（三村孝信君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） レジスターだとか野菜の台だのそういうのも、移転なんだから算定補償に入れてもらって、町が買ってやったらいいでしょと言いたいよ。何で株式会社の、向うの会社に払ってないからね、みんな一生懸命頑張っているのに。

○議長（三村孝信君） 道の駅整備室長木村公一君。

○道の駅整備室長（木村公一君） お答えいたします。

ご指摘の既存の台ですとか、今、振興センターが持っているものは動産として補償されるという予定でございます。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 私も道の駅の移転整備については、移転補償があるのかなって前にも聞いたんですけども、答えていただけなかったんですけども、移転補償があるということで安心しました。通常、国道とかが通りますよということで、一般の家がどく場合にはまず補償がどのくらいあるのかということと、あといつまでに動けばいいのと、この2点は必ず聞きますよね、通常。その2点目のいつまでに動けばいいって県のほうか

ら言われているんですか。

○議長（三村孝信君） 道の駅整備室長木村公一君。

○道の駅整備室長（木村公一君） こちらは道の駅のほうが移転が決まらなと既存の道の駅の解体もできる時期が決まらないので、その辺は県と協議しながら定めていくとか決めていくということになります。実際に移転補償の契約をするときには、いつまでに既存の道の駅を解体するというのが契約書の中に盛り込まれる予定でございます。

○6番（加藤木 直君） 工事をやる場合にいつまでにはどいてねというのを、これいつまでもどかなかつたら工事できないじゃないですか、そうでしょう。ですから、最低ラインいつまでには移転してくださいということを言われていると思うんですけども、それは言われてない。いつでもいいんですよということですか。

○議長（三村孝信君） 道の駅整備室長木村公一君。

○道の駅整備室長（木村公一君） それは県と町との協議の中で、こちらスケジュールのほうに書かせていただいたとおり、令和8年度に今の道の駅の解体をしていきたいと思います。ということで協議しております。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） そうしますと、早く移転できれば早く道路もできるということ、それで納得してよろしいですか。

○議長（三村孝信君） 道の駅整備室長木村公一君。

○道の駅整備室長（木村公一君） ご指摘のとおりとなりますが、基本的には令和8年度の道の駅の解体と。令和8年度中に道の駅のほうを解体するというので、県の方もスケジュールを組んでいるものと考えられます。

○6番（加藤木 直君） 早くやれば早く道路もできるということなんですよ。分かりました。

それと、起債が10億近くございますけれども、実際に交付税措置されるのが7億弱ということなんだけれどもね。これ交付税措置がされるといっても、交付税の中には内訳ってのってこないじゃないですか、実際、課長ね。毎年見ますと、ほとんど40億弱、交付税が。そのくらい借金して、実際に国から来ているのかどうかというのは非常に不安なんですけれども、これは町長も誰も分からないと思うんですよ、多分。

○道の駅整備室長（木村公一君） 分かります。

○6番（加藤木 直君） 分かる。内訳出ているんですが、内訳が。これ誰に聞いても分からないんですよ、内訳がないというんですよ。これだけ借金していたら、40億超えてもいいと思うんだけど、何で超えないのかなと思って。

そういうことで、次に、道の駅、すみません、報告第13号、議長よろしいですか。

○議長（三村孝信君） はい。

○6番（加藤木 直君） 報告13号の、これは牛の飼養農家の経営安定対策なんですけれ

ども、飼料が大変高騰しております。こういったことで、こういった事業を設けていただいたということなんだろうと思うんですけども、これ1頭飼っているところも50頭飼っているところも100頭飼っているところも上限が100万なんですよね。これは、ある程度50頭ぐらいで区切って、この上限額というのはやはり和牛と乳牛でも若干違いますけれども、ちょっと50頭で区切って、50頭以上は150万とか、そういうふうには上限は上げることはできないのかどうか。この辺のところを検討していただけないかな、再考していただけないかなというふうには思います。

それと、豚とか鳥についてはここにはのってないんですけども、こういったものはどうなんでしょうか、今後。

それから、これを決める段階において、課の中で、もしくは役場の中だけで決められたのか、どういった方法でこの交付要領つくられたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） ご質問にお答えしたいと思います。

まず、肉用牛の農家が17軒ほどございます。また乳用牛は1軒ございまして、大体全部で700頭ぐらい、城里町には牛がいるということであります。平均しますと各農家35頭ぐらいになりまして、上限の3万円で計算しますと、平均で100万円という数字が出たものですから、それで上限額を算定いたしました。

また、この要綱の作成に当たっては、常北、桂、七会の和牛の組合長からいろいろなご意見がございまして、何とか補助してくれないかというところで陳情もありまして、この要綱の策定となったところでございます。

以上です。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 和牛の改良組合長と相談をしたということなんですけれども、和牛も小数頭から100頭近くまで結構ばらばらにいます。ここに乳牛農家が1軒ありますけれども、乳牛農家は電気代とか様々なものは和牛と違って、物価高騰の中、大変苦しんでいる部分もございますので、できるならば乳牛は別な枠でというようなことも考えていただきたいなというふうに思います。

それと豚と、それから鳥とかブロイラーあるのかな、今。こういったものについてはどうなんでしょうか。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） やはり豚コレラや鳥インフルエンザ等いろいろ城里でもありましたが、これからまた検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） できるならば、特に今回出ている牛のほうについては上限額の

再考をお願いできればなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。
以上です。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

9 番片岡藏之君。

○9 番（片岡藏之君） 報告の18号なんですけれども、道の駅の移転の関連事業として、建物については大体分かるんですけれども、そこに対しての出荷者に対しての町のほうの政策というか農業に対しての支援事業とか、そういったものをやる計画というのはいないんでしょうか。生産者があってはじめて道の駅等が生きてくると思うんですね。そういったものについて、ちょっとあるのかどうか、お伺いします。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） ご質問にお答えしたいと思います。

現在のところ検討はしていなかったものですから、これから検討の材料にしたいと考えております。

○議長（三村孝信君） 9 番片岡藏之君。

○9 番（片岡藏之君） 私も笠間の道の駅の件で、その直売所で役員やっていて、その経緯を分かっているものですから、ちょっとお話ししたいと思うんですけれども、あそこに道の駅ができる前に、笠間市さんのほうでは農業用の施設、それには3分の1の補助を出荷者に対してね、つけるということで。それに主体が農協さんだったものですから、農協さんも3分の1ぐらい補助をつけたという経過があります。

とにかく生産者があっての道の駅であり、それがメインとなってお客さんを呼ぶ施設でありますので、その辺のところに非常に一番力を入れてほしいと思うんですよね。建物造るのはいいと思うんです。建物は確かにいいものができています。一般質問で道の駅に関してもやられると思うんで、あまり深く追求はしたくないんですけれども。

ですから、建物に関してもこれだけの設計ができていますから、売上げ自体も想定して設計、当然しているわけですよ。コンサルタントさんの計画というのは非常に当たります。笠間の直売所を経験して役員をやっていたときに、元あった場所で言えば、今から10年以上前にやったんですけれども、この店は3億、どんなに頑張っても3億。ですから、私たち出荷者も一生懸命頑張りました、それ以上にしようということでやったんですけれども、絶対にそれ以上にはなりませんでした。

それで、今、笠間の道の駅は10億。そしたら今、ぴったり10億でいっています。ですから、コンサルタントの売上げとかそういう計算というのは非常に素晴らしいものがありますので、ぜひそういうものを参考にさせていただいて、店づくり、そういったものをしていただきたいと思います。

ですから、町長には本当に一番お願いしたいのは、地域の農業の振興、それをやってみてください。果樹農家さんたちがもうやめている状況ですからね。やはりそういう直売と

いうことで販路を広げていかないと厳しい状態ですから、本当に。本当は当初予算にのっているのかなと思ったんですけども、本当は当初予算にのせないともう遅いですよね、みんなやってこないですから。それだけお願いして終わります。

○議長（三村孝信君） 2番、金長秀範君。

○2番（金長秀範君） 失礼しました、先ほどは。多分3番目に言うので3と言っちゃったんだと思いますが、2番でした。失礼しました。

私は報告第3号の通学費助成事業の、これは昨年、第4回定例会で私、一般質問した件なんですけど、ここはやっぱり切実な陳情を受けた身なので、内容は分かりました。8万円だったものが12万円、上限、マックスでそこまでと、10分の3を2分の1と。予算額で見ますと、昨年在約910万1,000円ですね。今年が1,770万8,000円ですから、約でいうと単純に倍ですね、900万増額されていますよね。

もちろん、これでたくさんの方が当然こんな高騰している時代の中で、また定期券も上がるんでしょから、すごく本当に助かる生徒さん、保護者、軽減負担なと思います。施策自体は私も基本賛成です。

ただ、言いましたように、私が質問しましたように、たった少ない人数でも、例えばスクールバスというのは、そもそも路線バスが走っているけれども使いたくないからスクールバスに切り替えているんじゃないくて、不便な地域に住んでいたり、走ってないというのが一つ、前提としてある。そして、スクールバスに乗ることで安くなっているならいいんですけども、昨年の9月、私、もちろん依頼がありましたから定期券見させてもらったんですけども、2万5,000円なんですよ、出さなかったですけども、一般質問のときに。2万5,000円ですよ、毎月。

考えたら、スクールバスに乗ることで極端に安くなっているわけでもなんでもないわけですね。12万増額されたら、12で割ったら単純に1万円の補助ということになりますよね。そうすると、2万5,000円だったら1万5,000円になるという、単純計算ですけども。やっぱり、そういった1万円って、多分、今度また現金アップって今回予算に出されていますが、これ5,000円にしても1万円にしても商品券届いたら、みんな、5,000円、やった。1万って。それぐらい目に見えたものだったら騒ぐと思うんですよ。それを1万円も毎月、もし該当して減らしてもらえ。

でも、私が言っている何人かしかいないような人を、親は移住してきているんですね。城里のもともとの人じゃないんですよ。移住してきてまで城里に住民税納めて、町のために働いて、そういう息子さんとかなんですけれども。そういう人数は少なくても、そこに差し伸べないのに、この制度がもしこれで4月、今回3月で通れば4月から適用ですから、当然これは見ますよね。見たときに、喜ぶ人のほうが数は多くても、やっぱり市民として自分のほうは何も結果的に見てもらえなかった。

前向きに検討課題とは捉えました、回答もらいましたけれども、何一つ改善されない中

で、多分スクールバスも値段上がると思うんですよね、4月からって考えたときに、今回一般質問の場でも何でもなかったんで申し訳ないと思っているんですけども、今ここでこの発言をしていること自体が。

ですけれども、予算委員会は多分局長さんとかがいるだけで、町長とかいませんので、あえてちょっとこの場で言わせていただきたいなと思っているんですけども、先ほど言いましたように、たくさんの方が救われていい制度なんですけど、もう一度、次、また6月の補正でも、今回3月には間に合わないわけですが、また本当に何人か、本当に何百万とかの増額をするような話ではないんですね、私が言っていることは。でも、ちょっとまたその差が出ちゃうようなことだと思うんで、これは。

いいことをやっているんでしょうけれども、人によってはそう受け止めちゃう。こんなにもまた差がつくんだという。やっぱり少ない人数でも救ってあげられるような、やっぱりなるべく平等な形で支援してあげられる町になってもらいたいので、ぜひ今日は、町長がいらっしゃったんで、またこのタイミングでこれが出ていたので、あえて言わせていただきました。すみません。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

一つ、18番の確認なんですけれども、町長、以前、森林環境譲与税を使うんだというようにことをちょっと言っていたときがあったような気がするんですけども、道の駅の予算とかそちらのほうに森林環境譲与税は組み込まれるんでしょうか、そこら辺のところちょっとお聞きします。

それと、報告8号なんですけれども、町の木造住宅耐震改修なんですけれども、これは削除、何か精密診断法により診断した後が削除されるというようなことで、何が削除なんだろうなというようなこと、ちょっと気になったのでお聞きします。

それから、町内に何件の診断士がいるのでしょうか。

それから、これまで何件の利活用者があるのでしょうか。

それから、町内の耐震化の調査を行っているのでしょうか。調査を行っているのであれば、今後どのような計画を立てているのでしょうか。

最後に、町内への周知はどのようにされていますかというようなことをお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ご質問にお答えいたします。

削除及び要件緩和については先ほどご説明したとおりですが、精密診断実施要件の削除については、再度の説明になりますが、これを実施することで耐震工法の採用の幅が狭まってしまうので、それでは当家のほうに負担がかかることから、この部分を削除して、一

般診断によってできる耐震工法が幅広く使われることから、この部分を削除しております。

診断士の人数についても、町内は2名と先ほどもご説明しておりまして、それでは少ないので、茨城県登録名簿に載っている者としております。

それと耐震化のほうですが、診断については今年度7件の診断を実施しておりますが、先ほどの令和6年の一般会計補正予算の中で工事補助金についての節の部分が削除されているとおり、工事の実施までは至っておりません。また、耐震の件数でございますが、こちらは令和4年の第1回定例会でご報告しているとおり、町内については耐震基準を満たしていないものとして2,158戸が該当すると考えております。

以上、ご質問に回答いたします。

○議長（三村孝信君） 道の駅整備室長木村公一君。

○道の駅整備室長（木村公一君） 道の駅の森林環境保障税の件にお答えいたします。

今回、もともと森林環境保障税を充てようと考えていた建物の一部ですとか、あと備品については国の地方創生の交付金が充てられるということが分かりましたというか、それで申請するということになりましたので、今回は森林環境保障税のほうは充てる予定はございません。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） そうですか。よかったです。分かりました。

道の駅に森林環境譲与税がどういう形で入るのかなと思って、ちょっと心配していたんですけれども、入らないということが分かったので、分かりました。ありがとうございます。

それから、木造住宅の耐震については毎年、同じようなことを私、聞いているかと思うんです。申し訳ありません。少しでも増えているのかなというようなところからちょっとお聞きいたしました。住民の周知はホームページでやっていますというようなことだけでもできるんでしょうけれども、まだまだ町内の周知はできてないんじゃないかと思うんですね。だから、そのところをどういう形でまだまだ残っているという、そのところに周知したらいいのかなというのを心配しているんですけれども、なるべく早めに対応できるように対策できればいいのかなと思っています。

以上です。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 以上で報告を終了いたします。

閉 会

○議長（三村孝信君） 本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る３月４日火曜日午前10時をもって令和７年第１回城里町議会定例会が招集されますので、午前９時50分までに議員控室にお集まりいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後　３時１６分閉会